

第 1 6 5 0 回島根県教育委員会会議 議題書

令和 6 年 7 月 9 日 (火)
日 時
14 時 30 分～

第 1 6 5 0 回教育委員会会議議題

期日 令和 6 年 7 月 9 日(火)

議 題	
— 公 開 —	
(議決事項)	
第 7 号 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について (総務課)	1
第 8 号 令和 7 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (教育指導課)	2
(報告事項)	
第12号 島根県教育委員会教育長の任命同意について (総務課)	3
第13号 不登校に関するアンケート調査について (教育指導課)	4
第14号 島根県社会教育委員の改選について (社会教育課)	5
第15号 島根県立図書館協議会委員の改選について (社会教育課)	6
— 非公開 —	
(議決事項)	
第 9 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)	7
第10号 いじめの重大事態調査報告書(案)について (教育指導課)	8
第11号 令和 7 年春の叙勲候補者の推薦について (保健体育課)	9
(協議事項)	
第 3 号 令和 7 年度全日制県立高校の各圏域における入学定員について (学校企画課)	10

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部改正について

1 改正理由

6月議会において、「県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことを受け、災害応急業務等従事手当の支給額に関し必要な事項を規則で規定する必要がある。

2 改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第1号)

3 規則の概要

- ・ 災害応急業務等従事手当の新設に伴う改正（規則第9条）

1日につき1,080円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額（条例第18条第2項）を以下のとおり規定

内容	手当額（日額）
(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき	1,080 円
(2) 上記(1)の業務に相当すると教育委員会が認める作業に従事したとき	

4 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改正後	改正前
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則 〔平成元年1月24日〕 〔島根県教育委員会規則第1号〕 第1条～第8条 〔略〕 〔災害応急業務等従事手当〕 第9条 <u>条例第18条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、同条第1項各号に掲げるいずれの場合においても、1,080円とする。</u> 第10条～第13条 〔略〕 附 則 〔略〕	(趣旨) 第1条 この規則は、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当の支給される県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「教職員」という。）の範囲、支給の対象となる業務又は作業の範囲、支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第8条 〔略〕 〔新設〕 第9条～第12条 〔略〕 附 則 〔略〕

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

1 選抜全般について

- (1) 一般入学者選抜、特色入学者選抜（総合入学者選抜、中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜）を実施する。

ア 一般入学者選抜においては、出願後1回に限り志願変更を認める。

イ 一般入学者選抜における合格発表の時点で、欠員が生じた全ての学校・学科において、第2次募集を実施する。

ウ 総合入学者選抜は、定時制・通信制課程を除き、全日制課程の全ての学科において実施することとし、その募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度までで各学校が定めることとする。

エ 総合入学者選抜、中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜においては、各高等学校が「求める生徒像」（※1）をもとに出願資格や出願書類を定め、各校において適正な選抜を実施する。

（※1）「求める生徒像」とは、令和3年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校の特色化・魅力化に関して各校が策定することとされた方針（いわゆるスクール・ポリシー）のうち、「入学者の受入れに関する方針」を指す。

- (2) 県外からの合格者上限4名を超える高等学校の生徒の募集については、別に定める。

- (3) 松江市内、出雲市内にある県立高等学校全日制課程4校（松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校）の普通科については、地域外の合格者の割合を入学定員の10%（出雲高校は5%）以内に制限する。ただし、総合入学者選抜及びスポーツ推進指定校入学者選抜においては、地域外入学制限を適用しない。

- (4) 通信制課程においては、前期(4月)入学及び後期(10月)入学のための選抜を実施する。

2 一般入学者選抜における学力検査について

- (1) 問題作成

ア 学力検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 学力検査問題の作成にあたっては、委員等の人選及び作業の過程について細心の注意を払うこととする。

- (2) 出題方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

ア 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

イ 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 学力検査の実施

ア 実施教科

中学校の国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施する。

イ 実施期日

令和7年3月5日（水）

公立高等学校全日制課程、定時制課程について、一斉に実施する。

ウ 学力検査場

公立高等学校を学力検査場にあてるとともに、その管理は、各高等学校に設ける学力検査実施委員会が担当する。

受検者は志願先高等学校で受検する。ただし、特別な事情により最寄りの学力検査場で受検を希望する者については、最小限の特別措置を図ることとし、これについては別途指示する。

エ 実施時間・配点

実施時間は各教科50分とし、配点は1教科50点満点、合計250点とする。

(4) 採点

採点場は、別に定める公立高等学校とし、採点者には採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員をあてる。

(5) 追検査

実施期日は令和7年3月11日（火）の1日とし、面接及び実技を実施する場合もこの日のうちに行う。なお、実施教科及び実施時間は本検査と同じとする。ただし、対象者は学力検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者とする。

3 その他

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱で定める。

令和7年度島根県公立高等学校 入学者選抜関係日程表

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	4	土		2	17	月	
	5	日			18	火	
	6	月			19	水	一般選抜最終出願状況発表(14時)
	7	火			20	木	
	8	水			21	金	
	9	木	特色選抜願書受付期間(10日17:00まで)		22	土	
	10	金			23	日	(天皇誕生日)
	11	土			24	月	(振替休日)
	12	日			25	火	学力検査受検票交付期間
	13	月	(成人の日)		26	水	
	14	火			27	木	
	15	水			28	金	
	16	木					
	17	金		3	1	土	
	18	土			2	日	
	19	日			3	月	
	20	月			4	火	
	21	火			5	水	【学力検査(国, 数, 社, 英, 理)】
	22	水	【特色選抜学力検査日】 ※教育委員会が作成する学力検査を実施する学校のみ		6	木	【面接等】
	23	木			7	金	
	24	金			8	土	
	25	土			9	日	
	26	日			10	月	
	27	月			11	火	【追検査】
	28	火	転居等に係る地域認定願書受付期間(30日17:00まで)		12	水	
	29	水			13	木	
	30	木	総合選抜・中高一貫特別選抜・スポーツ特別選抜 合格内定通知		14	金	一般選抜等合格発表 第2次募集実施校公表(10時)
	31	金			15	土	
2	1	土			16	日	
	2	日			17	月	第2次募集願書受付期間(18日12:00まで)
	3	月			18	火	
	4	火	一般選抜願書, 島根県公立高等学校入学志願承認願等受付期間(6日12時まで)		19	水	【第2次募集作文・面接検査等】
	5	水			20	木	(春分の日)
	6	木			21	金	
	7	金	一般選抜出願状況発表(10時)		22	土	
	8	土			23	日	
	9	日			24	月	第2次募集合格発表(15時)
	10	月	志願変更受付期間(出願先)(13日17:00まで)		25	火	
	11	火	(建国記念の日)		26	水	
	12	水	志望変更特別措置受付期間		27	木	
	13	木			28	金	
	14	金	同(志願変更先)(17日17:00まで)		29	土	
	15	土			30	日	
	16	日			31	月	

島根県教育委員会教育長の任命同意について

島根県教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項に基づき、知事から県議会へ提案され、県議会の同意が得られた。

1 任命の同意を得た教育長の任期

令和6年7月11日から令和9年7月10日まで

2 教育長の氏名

野津 建二

3 教育長の略歴

別紙のとおり

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和6年6月県議会提出人事案件（令和6年7月3日提出分）

	新任			旧任			交替理由
	氏名	任期	備考	氏名	任期	職	
教育長	のつ けんじ 野津 建二	R6. 7. 11 ～ R9. 7. 10	再任	のつ けんじ 野津 建二	R3. 7. 11 ～ R6. 7. 10	教育長	任期満了による 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第1項の規定による任命

略 歴 書

氏 名 野津^の建^{けん}二^じ

学 歴

昭和五九年 三月 神戸大学法学部卒業

職 歴 等

昭和五九年 四月	島根県採用
平成二三年 四月	社会教育課長
平成二四年 四月	保健体育課長
平成二六年 四月	政策企画監室政策企画監
平成二七年 四月	財政課長
平成二七年 二月	総務部次長
平成三〇年 四月	政策企画局長
令和 三年 七月	島根県辞職
令和 三年 七月	教育長

不登校に関するアンケート調査について

1 各調査について

この検証・分析については、以下の調査結果を基に行った。

- (1) 文部科学省 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- (2) 県調査「不登校に関するアンケート調査」（令和6年3月4日～3月15日実施）【調査結果を参照】
 - 調査対象者：宍道高等学校（定時制）279人（通信制）1,347人 浜田高等学校（定時制）71人（通信制）247人 全1,944人
 - 調査方法：Web調査（グーグルフォーム）によりアンケートを実施
 - 調査回答者数：309人 回答率：15.9%

- ※1 (2)の調査より、小学校、中学校の時期に不登校を経験したと回答した生徒の実人数は210人
- ※2 ※1のうち、時期がわからないと回答した生徒が2人
- ※3 ※2のうち、【中学校1年生、わからない】と回答した生徒が1人、【わからない】と回答した生徒が1人
- ※4 ※3のうち、【わからない】と回答した生徒1人を除いた209人のデータで検証・分析を行った。

2 小学校在籍時に不登校であった児童について

（単位：人）

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	ぐ友い る人じ 問関め 題係を を除 めく	題係教 を職 め員 ぐと るの 問関	学業 の 不振	安進 路に 係る 不	不部ク 適活ラ 応動ブ 等活動 への	題等学 を校 めの ぐき るま 問り	不学入 適学、 応進 級転 時編 の入	化境家 の庭 急の 激生 な活 変環	方親 子の 関 わり	家庭 内の 不和	非乱生 行れ、 活 遊ズ び、 の	無 気 力、 不 安	
(1) 令和4年度 文科省調査 小学校不登校児童数 (788人)	主たるもの (一人一つ選択)	3	62	5	31	0	0	4	27	21	90	8	86	383	68
	割合	0.4%	7.9%	0.6%	3.9%	0.0%	0.0%	0.5%	3.4%	2.7%	11.4%	1.0%	10.9%	48.6%	8.6%
(2) 県調査 小学校不登校経験者 延べ数(167)	主たるもの (一人一つ選択)	46	16	20	9	0	1	0	1	2	2		0	27	43
	割合	27.5%	9.6%	12.0%	5.4%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%	1.2%	1.2%		0.0%	16.2%	25.7%
	うち、低学年 (1～3年) (39)	主たるもの (一人一つ選択)	17	2	2	4	0	1	0	1	1		0	5	6
		割合	43.6%	5.1%	5.1%	10.3%	0.0%	2.6%	0.0%	2.6%	2.6%		0.0%	12.8%	15.4%
	うち、高学年 (4～6年) (128)	主たるもの (一人一つ選択)	29	14	18	5	0	0	1	1	1		0	22	37
		割合	22.7%	10.9%	14.1%	3.9%	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	0.8%		0.0%	17.2%	28.9%

※割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

3 中学校在籍時に不登校であった生徒について

(単位：人)

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	人間関係 をめぐめる 友人	教職員の 関係	学業の不振	進路に係る不安	活動等への 参加	学校生活 の問題等	進学、 転校の 不安	家庭の急激な 生活環境 の変化	親子の 関わり方	家庭内の不和	生活リズム の乱れ	無気力、 不安	
(1) 令和4年度 文科省調査 中学校不登校生徒数 (1,123人)	主たるもの (一人一つ選択)	7	111	5	60	9	7	4	45	21	54	10	133	515	142
	割合	0.6%	9.9%	0.4%	5.3%	0.8%	0.6%	0.4%	4.0%	1.9%	4.8%	0.9%	11.8%	45.9%	12.6%
(2) 県調査 中学校不登校経験者 延べ数(435)	主たるもの (一人一つ選択)	72	60	33	18	1	9	0	5	7	4		10	62	154
	割合	16.6%	13.8%	7.6%	4.1%	0.2%	2.1%	0.0%	1.1%	1.6%	0.9%		2.3%	14.3%	35.4%

4 「左記に該当なし」の内訳

(単位：人)

		左記に該当なし					
		いじめ 要因 がわか らな い	特になし	動画、 テレビ の視聴 の影響 S、N、 SNS動	体調不良	無回答※	その他
(2) 県調査 小学校不登校経験者 延べ数(43)	主たるもの (一人一つ選択)	31	3	3	2	0	4
	割合	72.1%	7.0%	7.0%	4.7%	0.0%	9.3%
(2) 県調査 中学校不登校経験者 延べ数(154)	主たるもの (一人一つ選択)	87	15	4	8	1	39
	割合	56.5%	9.7%	2.6%	5.2%	0.6%	25.3%

※無回答生徒は、不登校の時期を
「中学1年生、わからない」を選択した生徒

5 まとめ

- ・ 今回の調査は、文部科学省調査の対象者のそれぞれの割合を均等に抽出して調査したものではない。現時点で回答ができる生徒のみが回答しているという点に特に留意する必要がある。
- ・ 文部科学省調査では、「左記に該当なし」を除けば、小学校では「無気力、不安」、「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が、中学校では「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。
- ・ 県調査結果の不登校の主たる要因としては、「左記に該当なし」を除けば、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」、「無気力、不安」が多い。
- ・ 不登校を経験した児童生徒本人の受け止めとしては人間関係に起因するものが多い傾向があり、文部科学省調査時に要因を分類している学校との認識に違いがある。
- ・ この調査では、現在の時点で過去を振り返って不登校になったきっかけを回答しているのに対し、学校は調査に回答する時点で、調査項目にある要因に振り分けざるをえないため、外形的な要因を回答する傾向があると思われる。

6 今後の対応

- ・ 不登校のきっかけが、必ずしも学校の捉え方と一致していないことを学校に伝え、教職員一人ひとりの意識を変えていくことが必要。
- ・ 自分の周りの人との関係に何かしらのストレスを感じ、おそらくは、本人が自分でも気付かないうちに内面で抱えていることが徐々に積み重なり、外形的なことが表出して初めて、教職員や周りが気付くことになる。その背景には人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を教職員が持つことの大切さを学校に伝えていく。
- ・ 児童生徒のわずかな変化などを見逃さないように、教職員一人ひとりが、今以上に高いアンテナを張り巡らし、校内で情報共有し、学校全体で対応してることが有効であり、そのために、教職員に対する研修を充実させ、教職員の意識の変化を図っていく。

不登校に関するアンケート調査

調査結果

令和 6 年 3 月
島根県教育委員会

調査の概要

■調査目的

以前不登校であったが、現在学校に通っている子どもたちに、当時の状況や学校に求めていた対応などをアンケート調査し、今後の不登校支援につなげる。

■調査対象者

島根県立宍道高等学校（定時制）279 人
（通信制）1,347 人

島根県立浜田高等学校（定時制）71 人
（通信制）247 人

全 1,944 人

■調査方法

Web 調査（グーグルフォーム）によりアンケートを実施

■調査回答者数

有効回答数（人）：309

回答率：15.9%

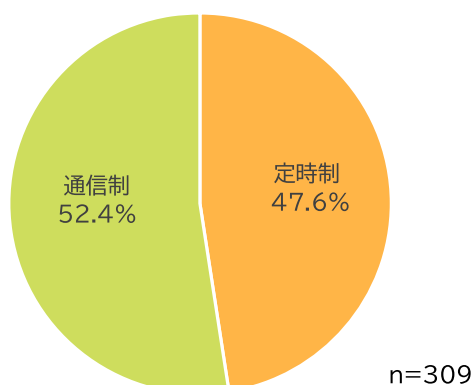
■調査期間

令和 6 年 3 月 4 日～3 月 15 日

アンケート調査においては、自由記述欄があるが、回答者の特定につながるおそれがあるため、本書においては掲載していない。

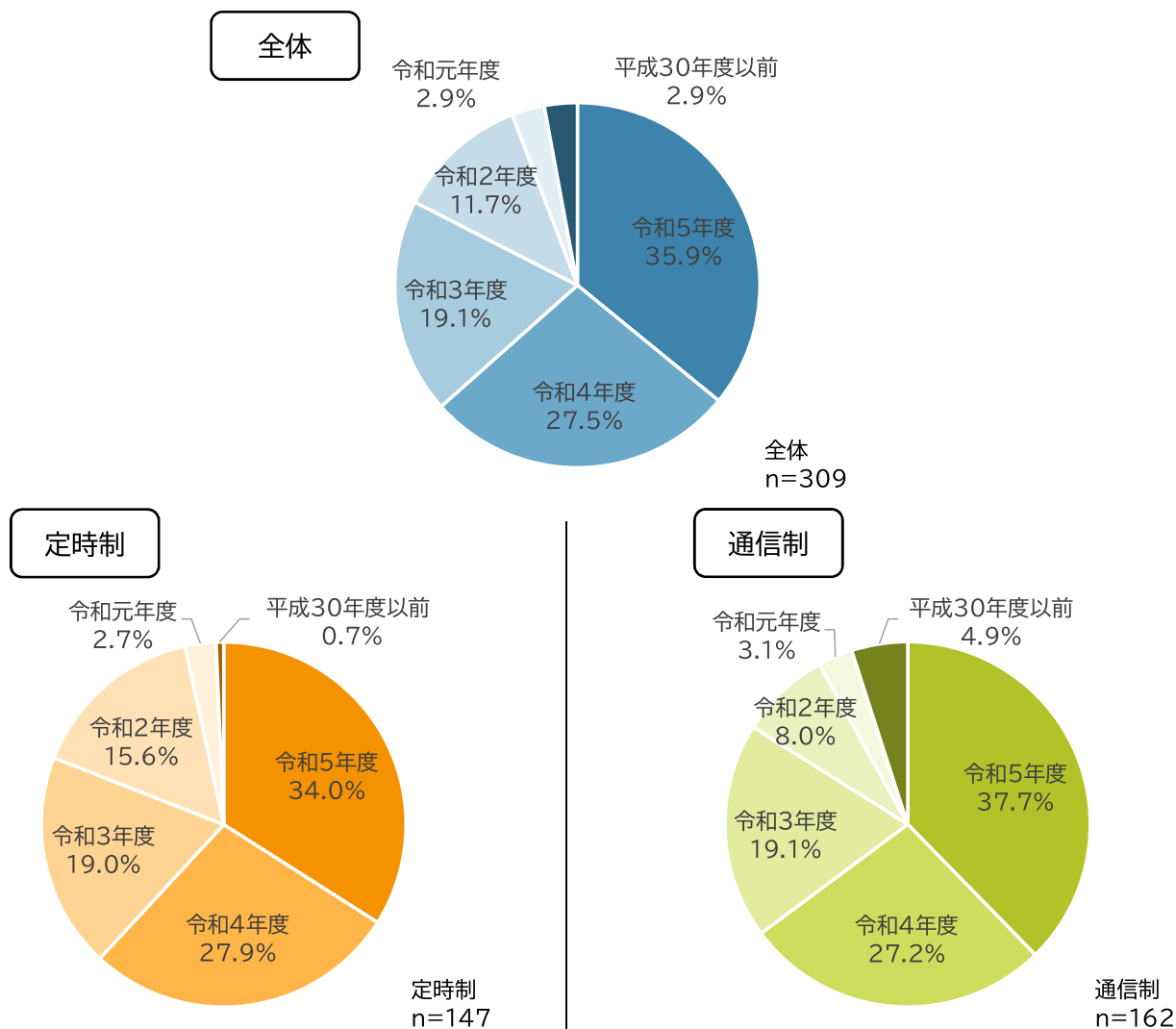
問1 あなたは定時制の生徒ですか、通信制の生徒ですか。

□定時制が 47.6%、通信制が 52.4%であった。



問2 入学年度を選んでください。

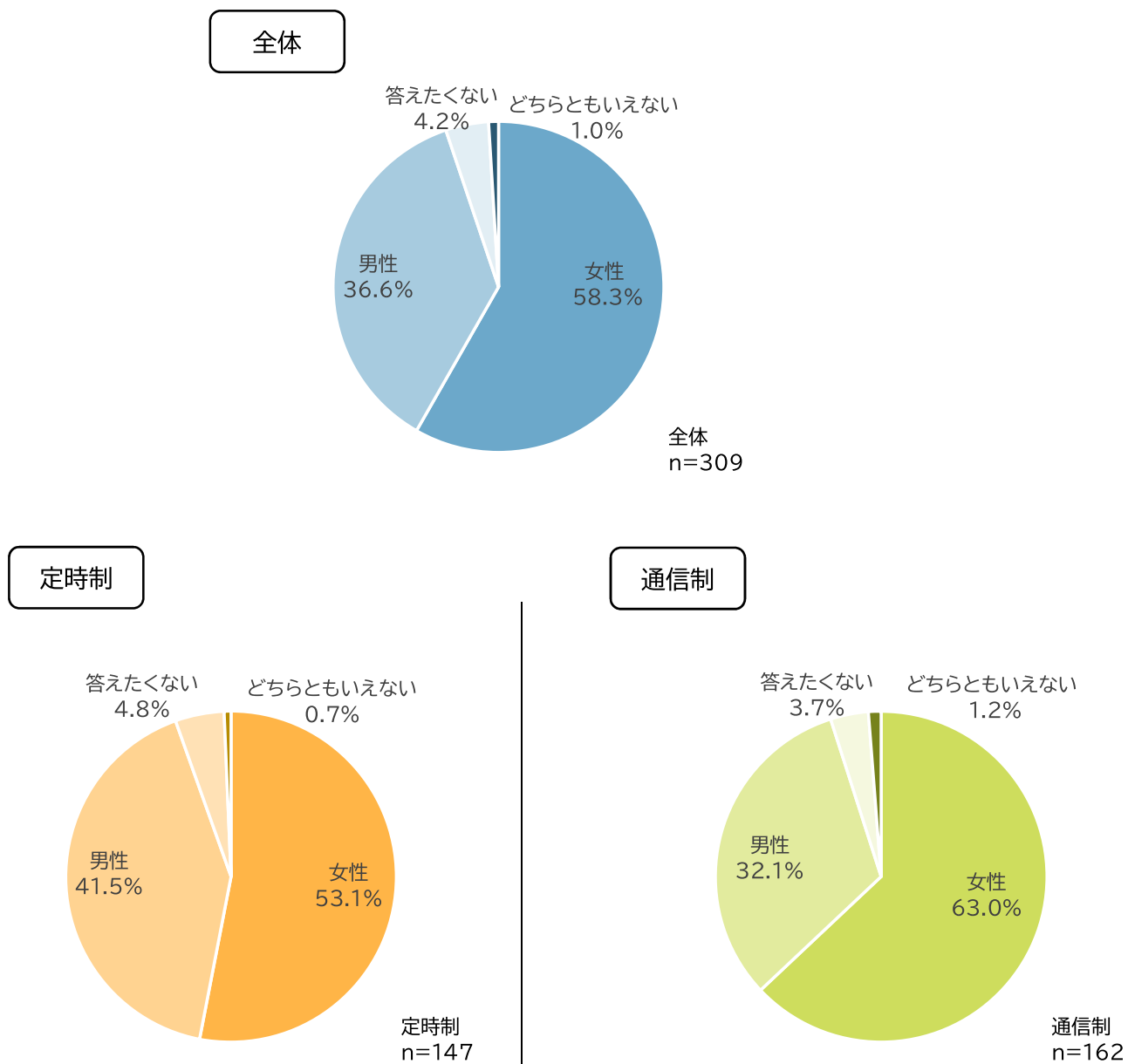
□入学年度について、「令和 5 年度」が最も多く、次いで「令和 4 年度」「令和 3 年度」であった。
定時制、通信制に大きな違いはみられなかった。



問3 性別を選んでください。

□性別は、「女性」の方が多く 6 割前後、「男性」が 4 割前後であった。

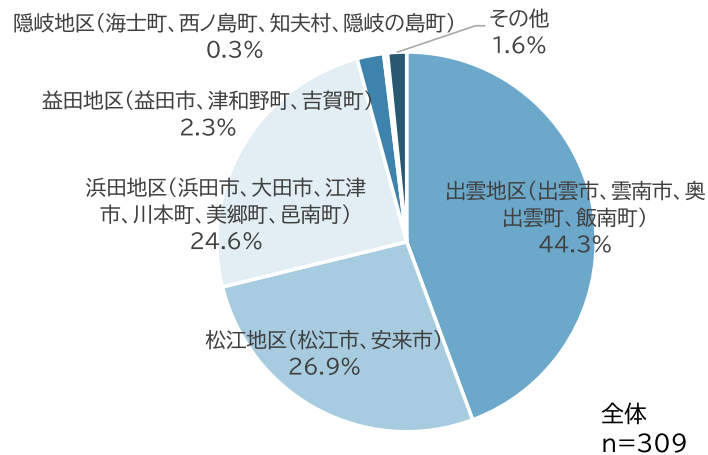
定時制は「女性」が 53.1%に比べ通信制は 63.0%と 1 割程度多かった。



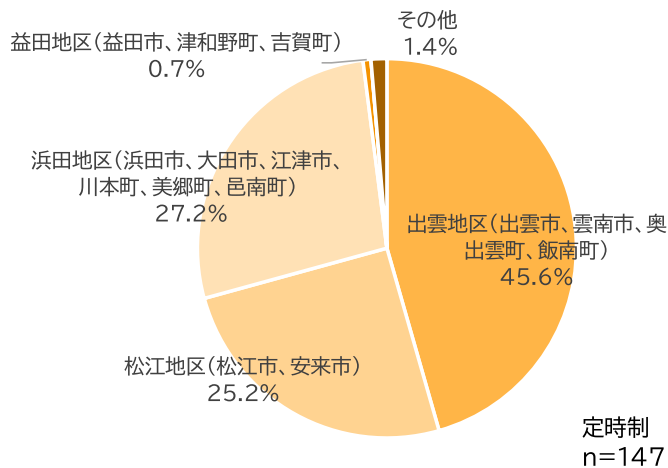
問4 現在、住んでいる地域を選んでください。

□住んでいる地域は、「出雲地区(出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町)」が最も多く、次いで「松江地区(松江市、安来市)」であった。

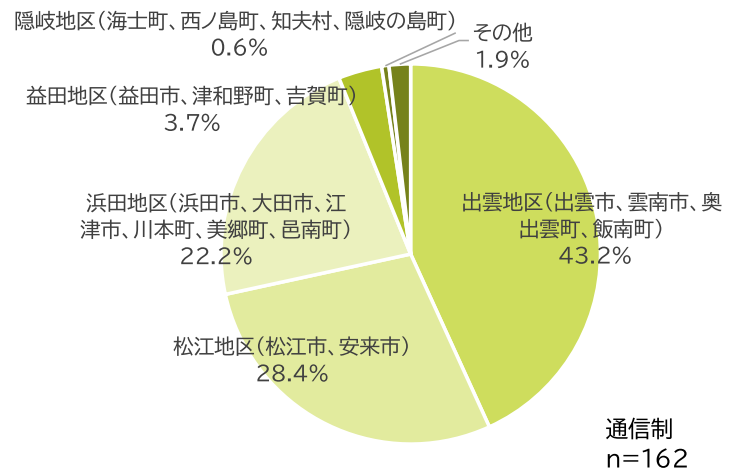
全体



定時制



通信制

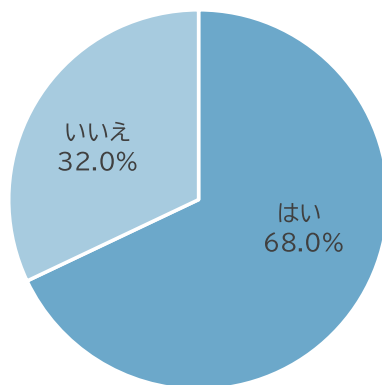


問5 小学校または中学校の時に不登校だったことがありますか。

□小学校または中学校の時に不登校だったことがある人は約 7 割となっている。

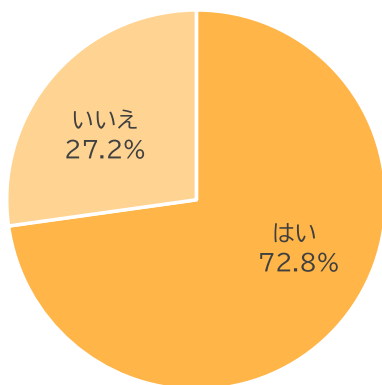
定時制は通信制に比べて 1 割程度不登校だったことがある人の割合が高かった。

全体



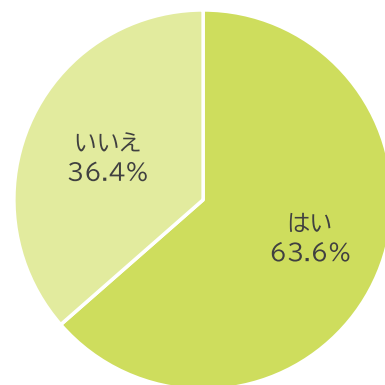
全体
n=309

定時制



定時制
n=147

通信制



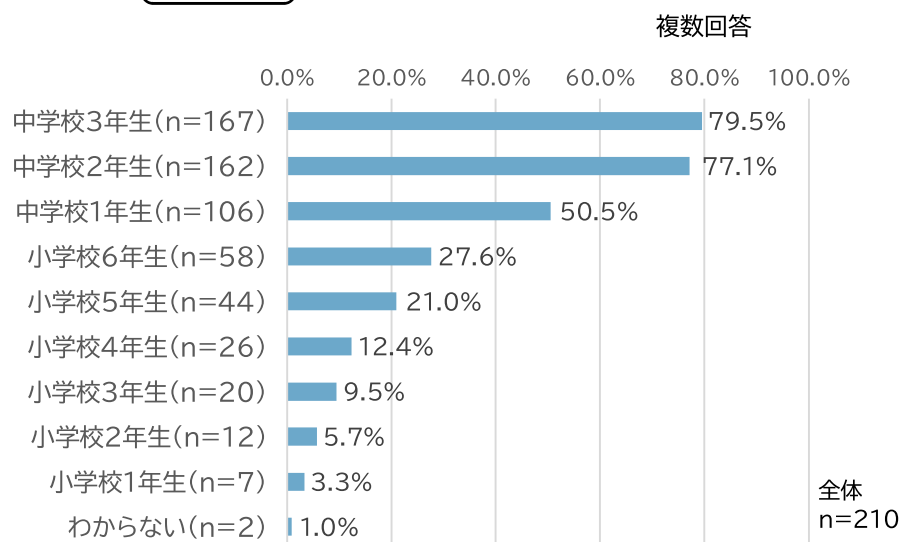
通信制
n=162

以下、問いで「はい」と回答した方(n=210)

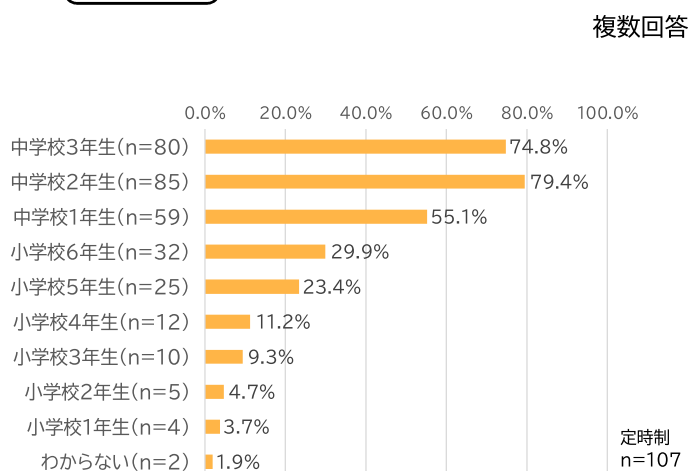
問6 不登校であった時期はいつ頃ですか。(複数回答可)

□不登校だった時期は「中学校 2 年生」及び「中学校 3 年生」が最も多く、学年が上がるにつれ不登校だった割合が高くなっている。

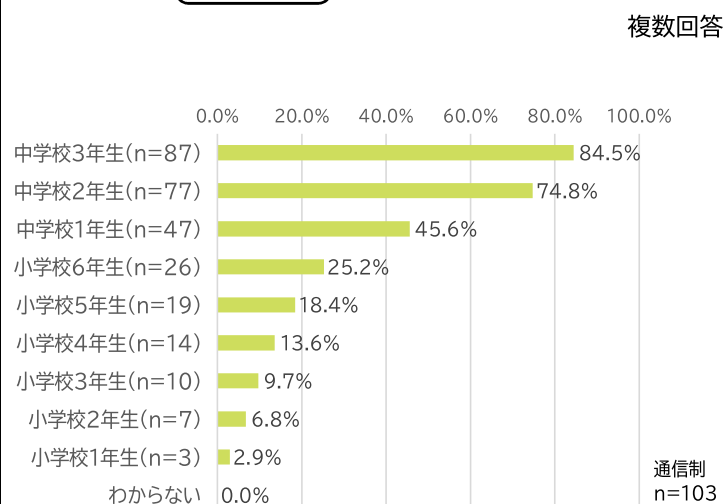
全体



定時制



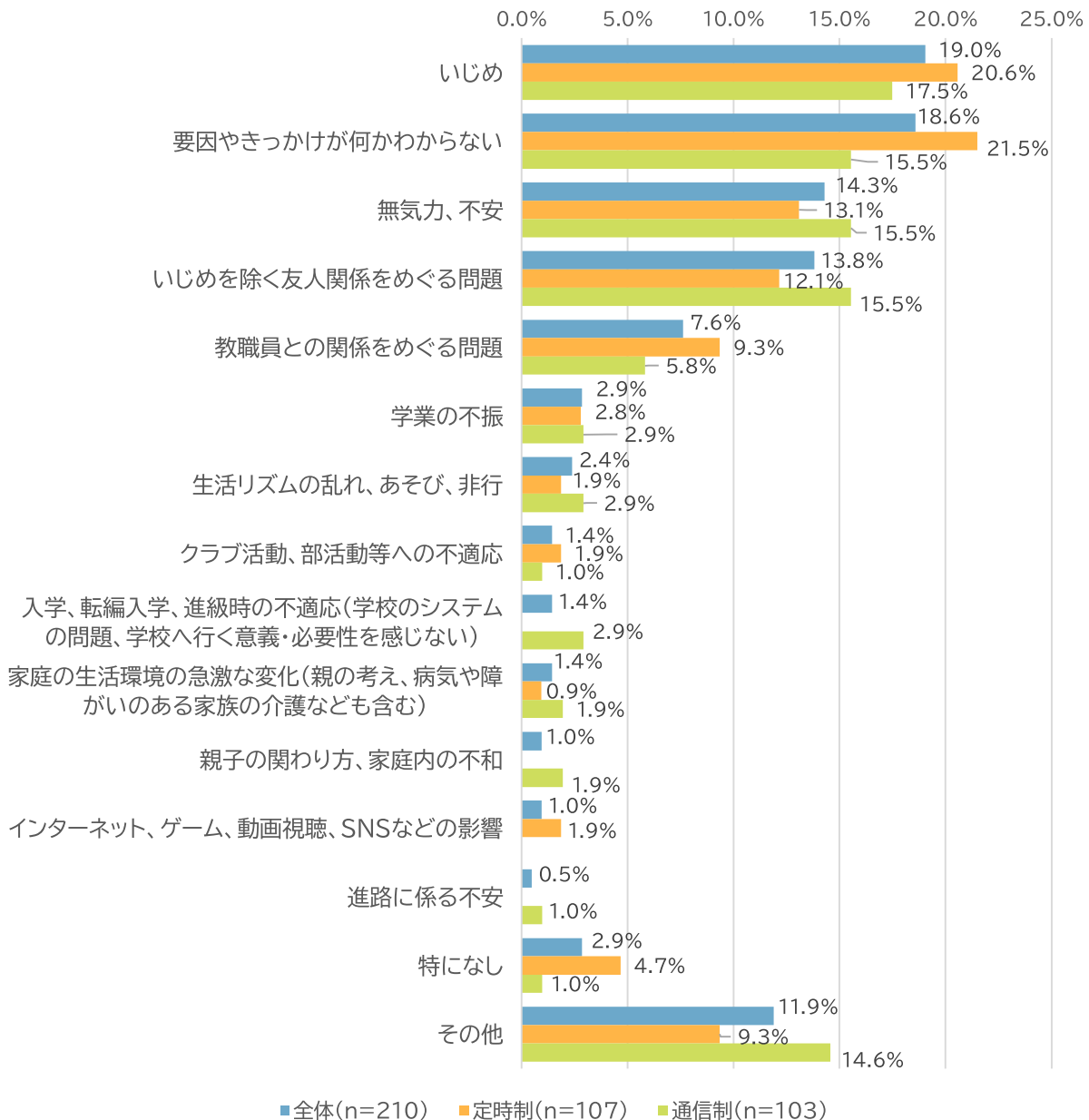
通信制



問7 学校へ行けなくなった要因・きっかけは何ですか。(主なものを1つ選んでください)

□学校へ行けなくなった要因・きっかけについては、「いじめ」が最も多く、次いで「要因やきっかけが何かわからない」であった。

定時制では、「要因やきっかけが何かわからない」が最も多く、通信制では、「いじめ」の次に「要因やきっかけが何かわからない」に加え、「無気力、不安」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の回答が多くみられた。

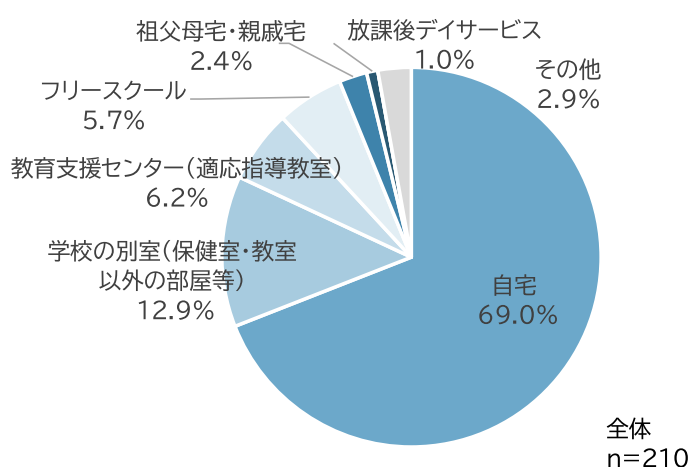


問8 学校へ通えていないときに、主に過ごしていた場所はどこでしたか。(普段授業が行われている時間帯)

□学校へ通えていないときに、主に過ごしていた場所については、「自宅」が最も多く、次いで「学校の別室(保健室・教室以外の部屋)」であった。

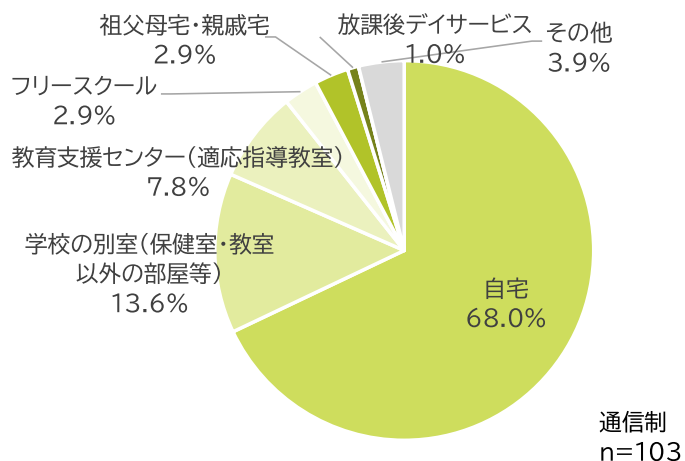
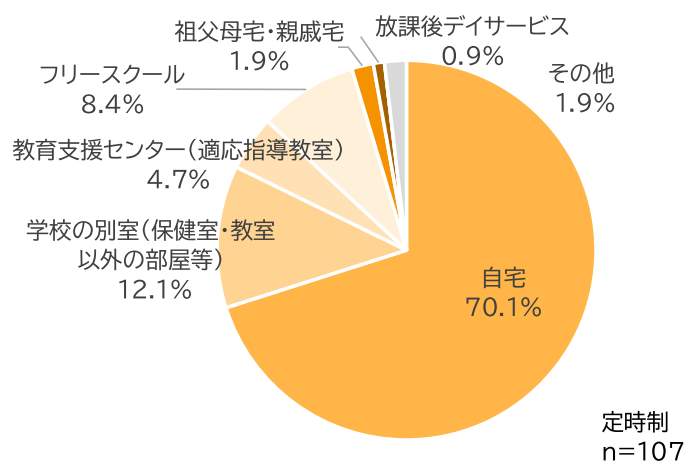
また、「自宅」、「学校の別室(保健室・教室以外の部屋等)」に次いで、定時制は「フリースクール」の一方で通信制は「教育支援センター(適応指導教室)」であった。

全体



定時制

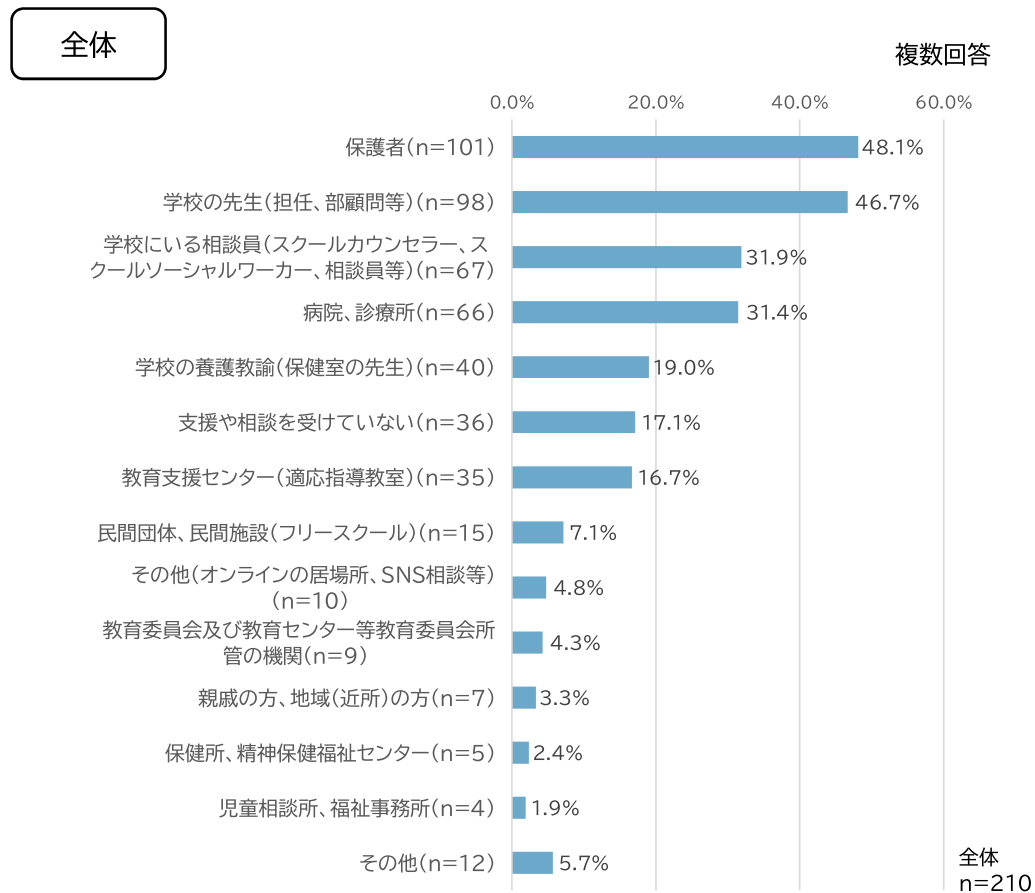
通信制



問9 不登校となった際に、支援を求めたり相談したりしたところはどこですか。(複数回答可)

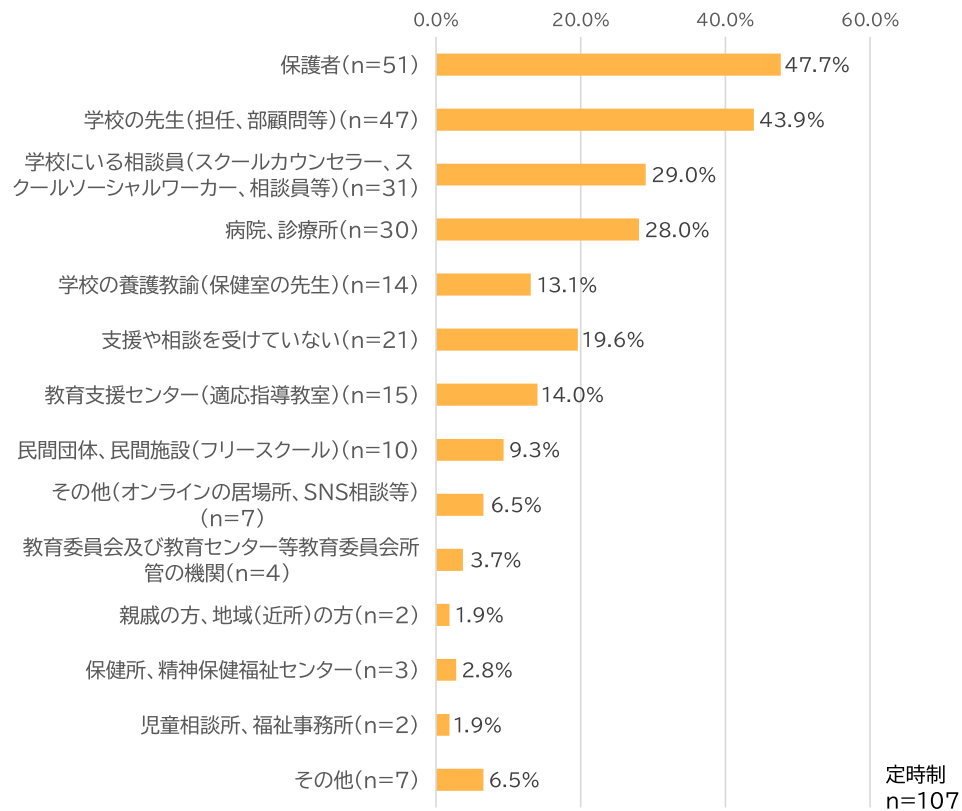
□不登校となった際に、支援を求めたり相談したりしたところについては、「保護者」が最も多く、次いで「学校の先生(担任、部顧問等)」であった。

定時制、通信制に大きな違いはみられなかった。



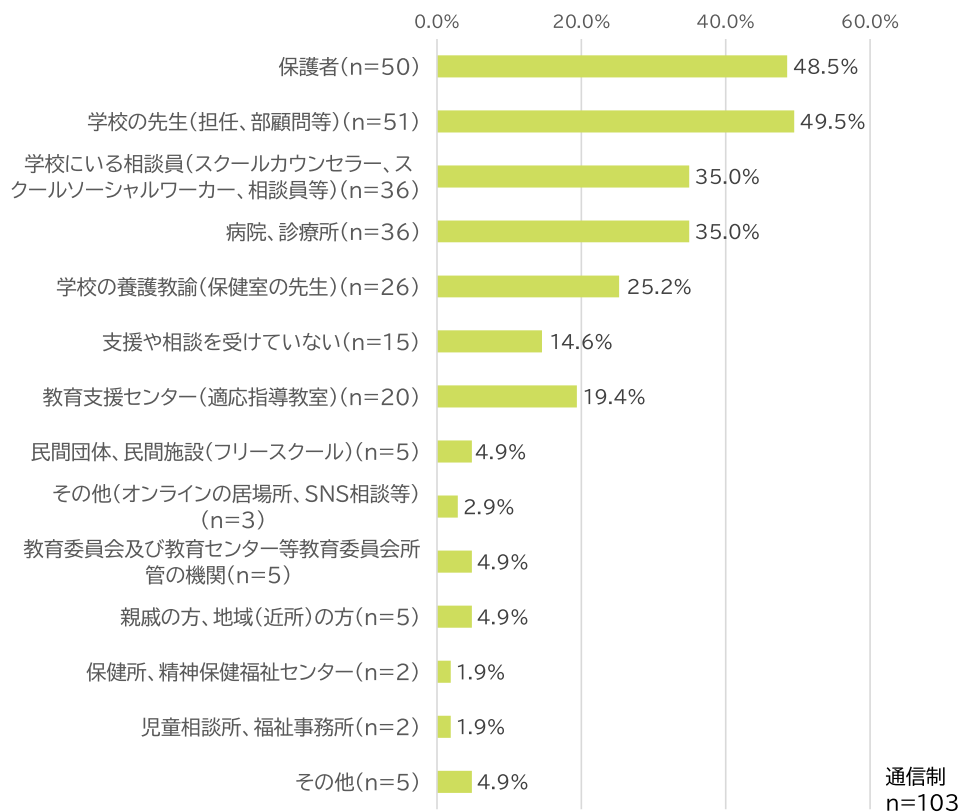
定時制

複数回答



通信制

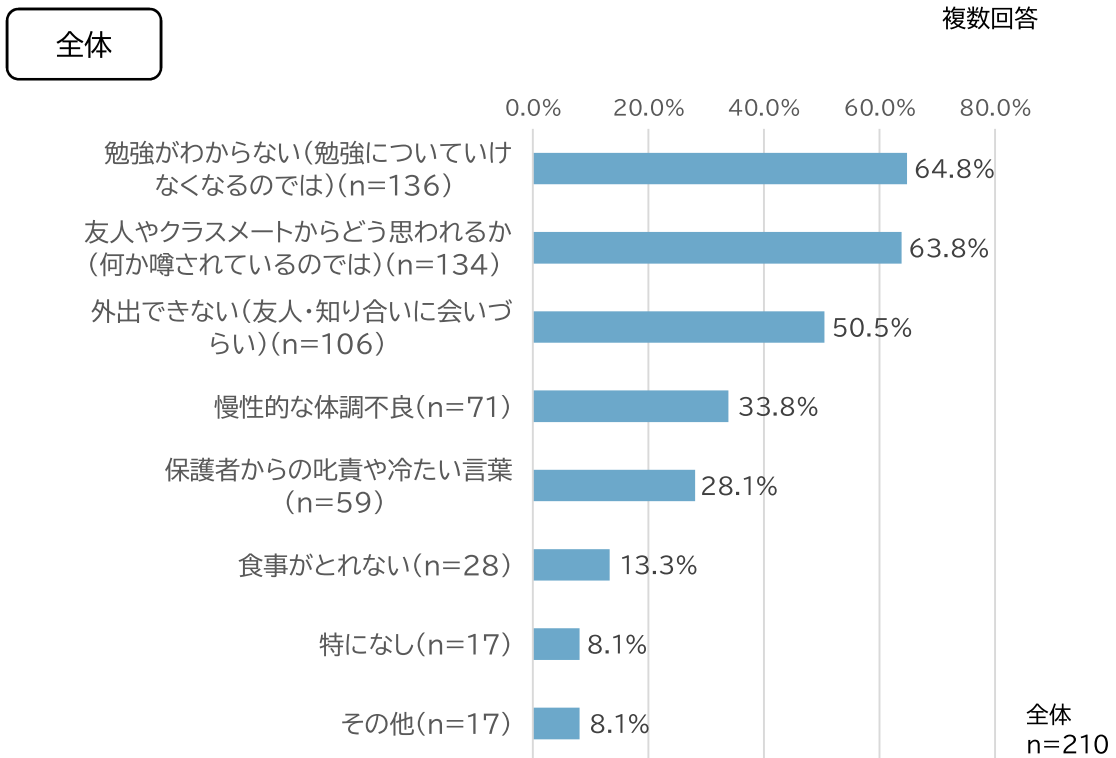
複数回答



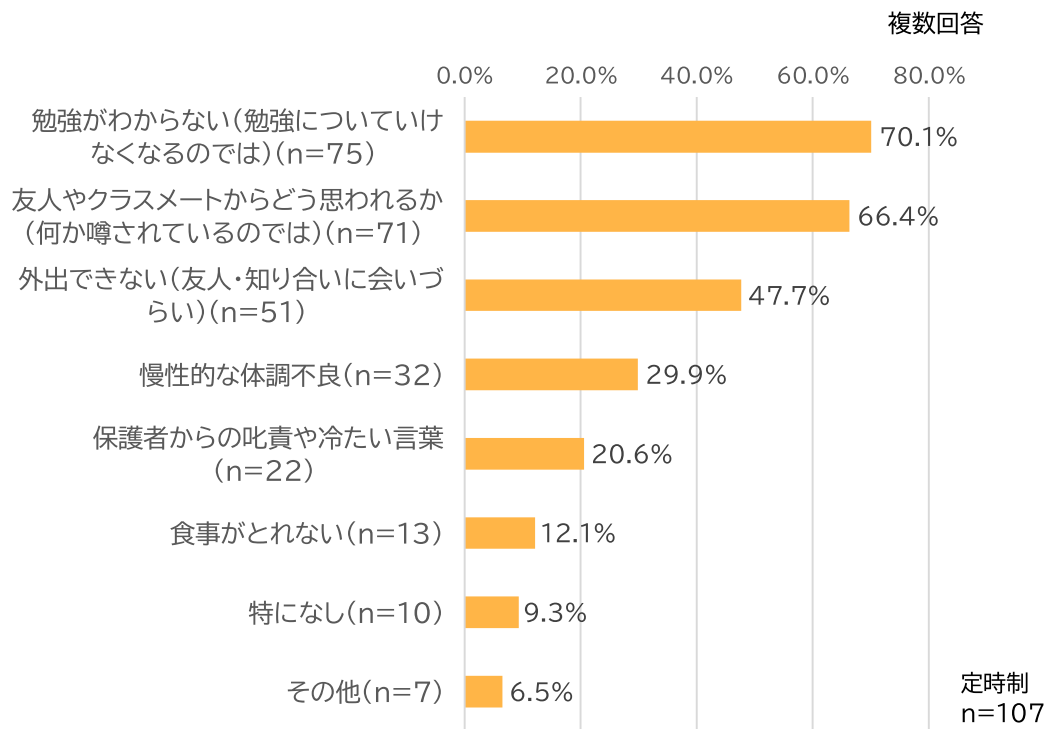
問10 不登校の時に、不安に思ったり困ったりしていたこと、辛かったことは何ですか。(複数回答可)

□不登校の時に、不安に思ったり困ったりしていたこと、辛かったことについては、「勉強がわからない(勉強についていけなくなるのでは)」が最も多く、次いで「友人やクラスメートからどう思われるか(何か噂されているのでは)」であった。

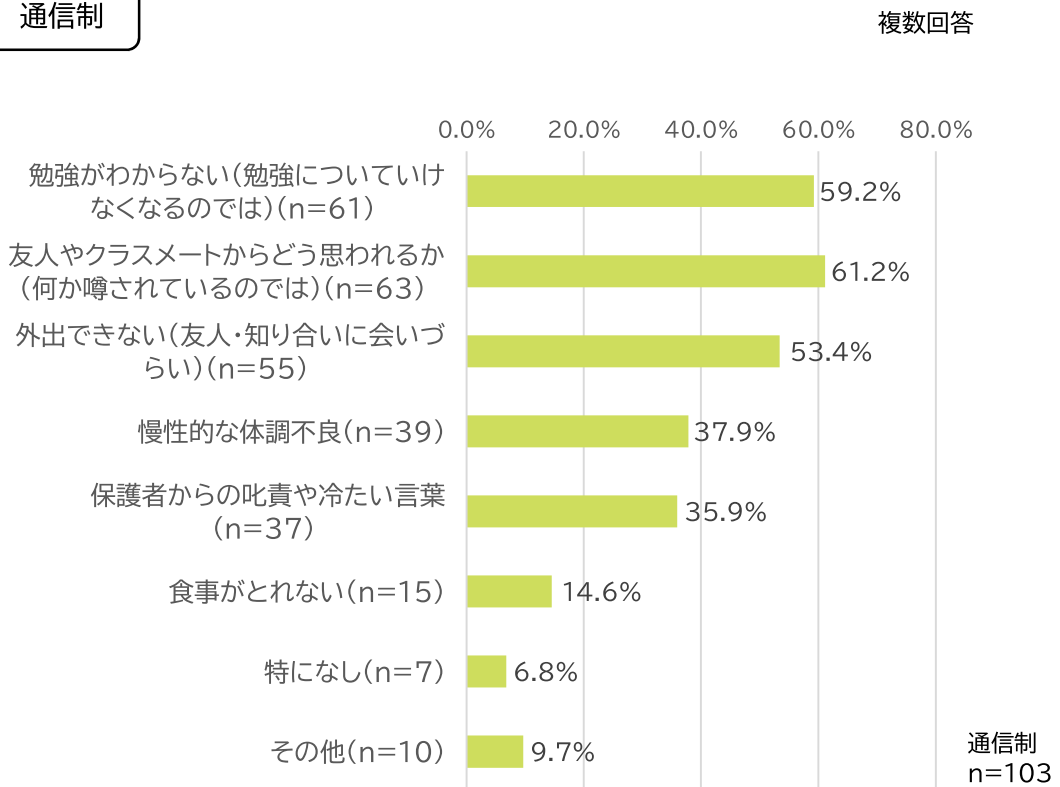
定時制、通信制に大きな違いはみられなかったが、学校の様子や友人に関することに対して不安に思う回答が多くみられた。



定時制



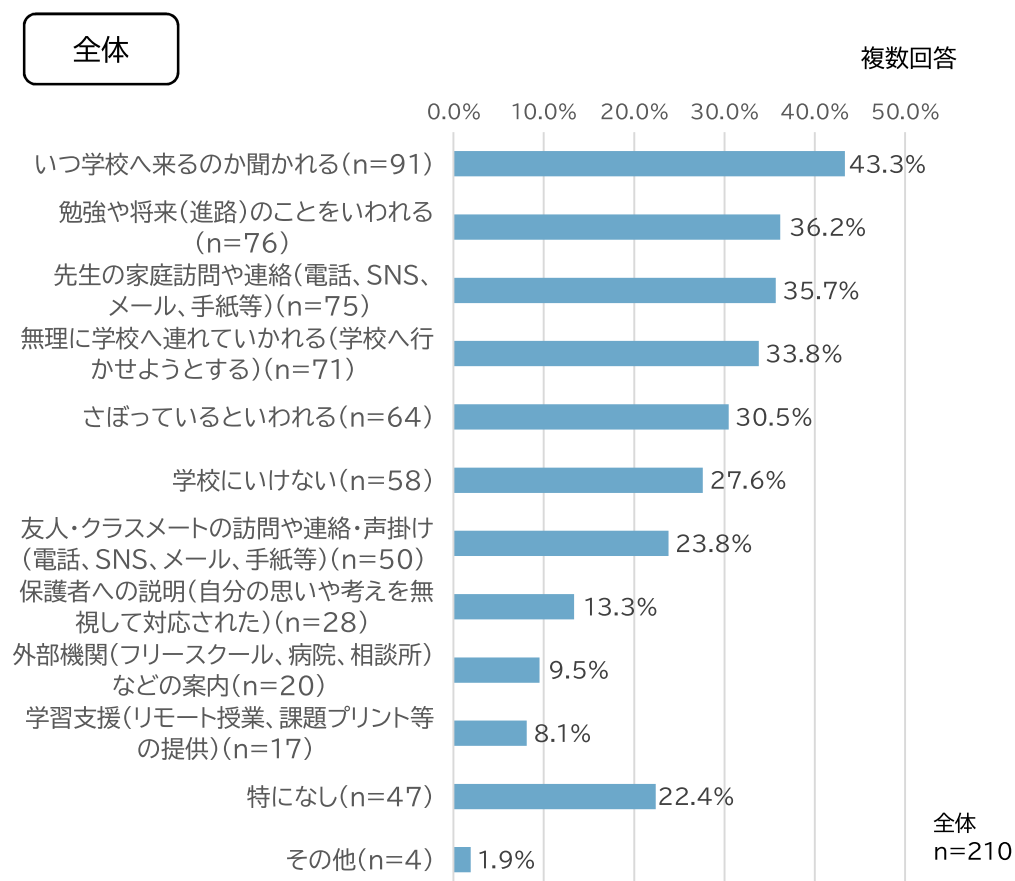
通信制



問11 不登校で不安に思ったり、困ったりした時に、学校や先生からの支援・配慮で嫌だったことなどが
ありましたか。(複数回答可)

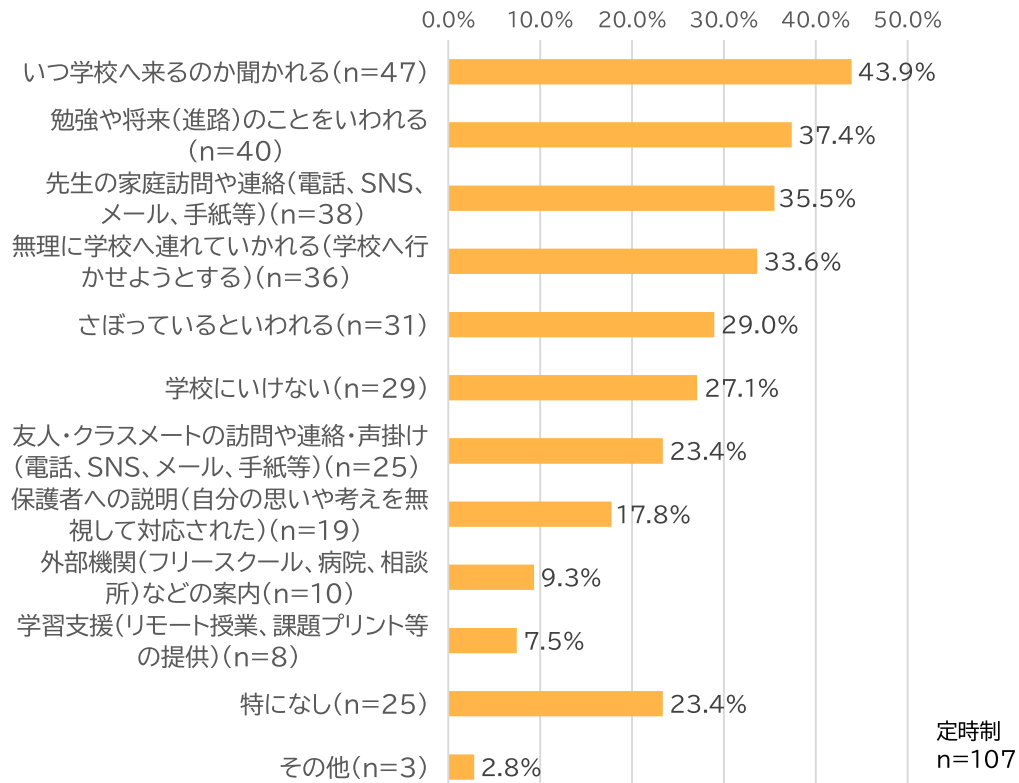
□学校や先生からの支援・配慮で嫌だったことについて、「いつ学校に来るのか聞かれる」が最も多く、
次いで「勉強や将来(進路)のことをいわれる」、「先生の家庭訪問や連絡(電話、SNS、メール、手紙
等)」であった。

定時制、通信制に大きな違いはみられなかったが、学校へ行くことを促すような対応について、嫌だっ
たと感じる回答が多くみられた。



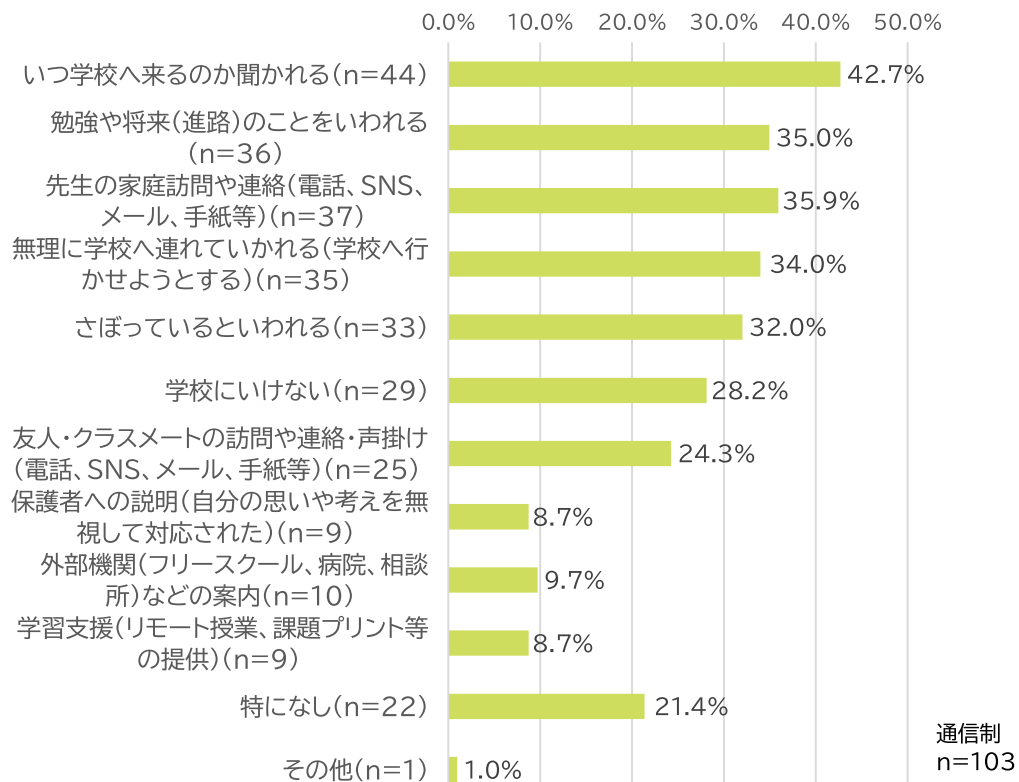
定時制

複数回答



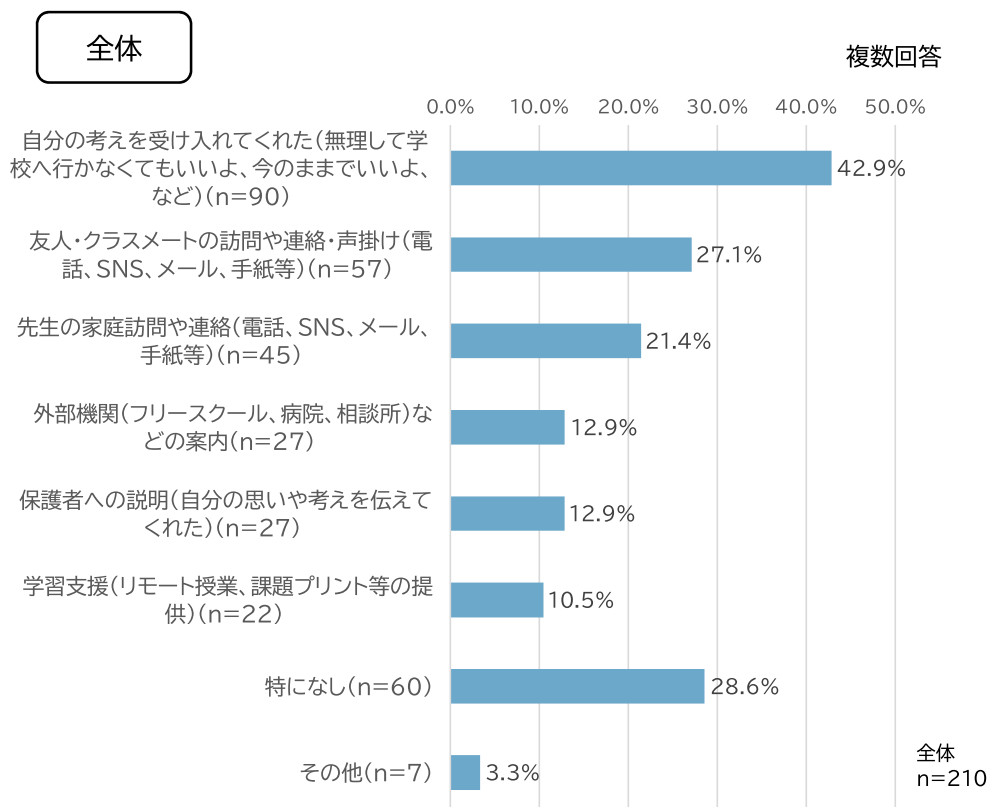
通信制

複数回答



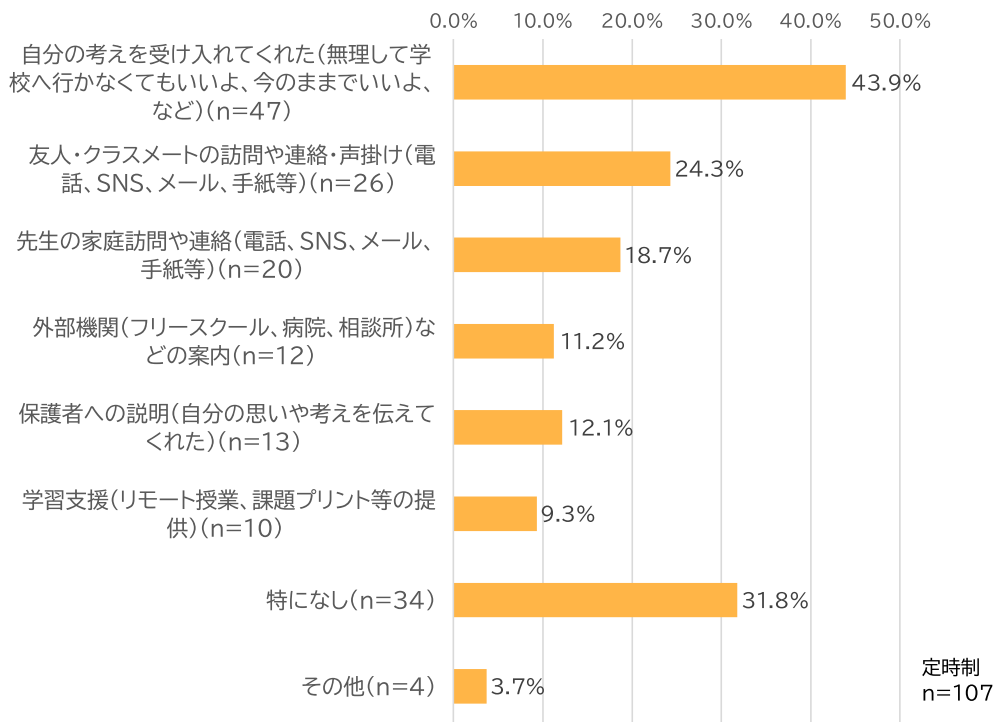
問12 不登校で不安に思ったり、困ったりした時に、学校や先生からの支援・配慮で嬉しかったことや助けられたことなどはありましたか。(複数回答可)

□学校や先生からの支援・配慮で嬉しかったことや助けられたことについて、「自分の考えを受け入れてくれた(無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など)」が最も多く、次いで「友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け(電話、SNS、メール、手紙等)」であった。
定時制、通信制に大きな違いはみられなかった。



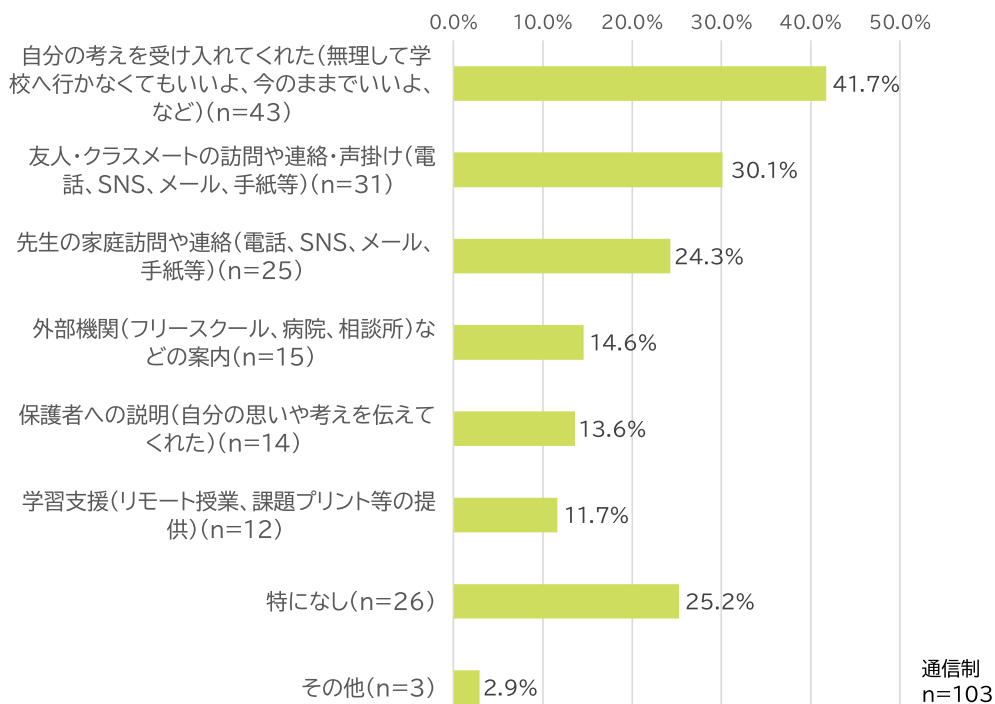
定時制

複数回答



通信制

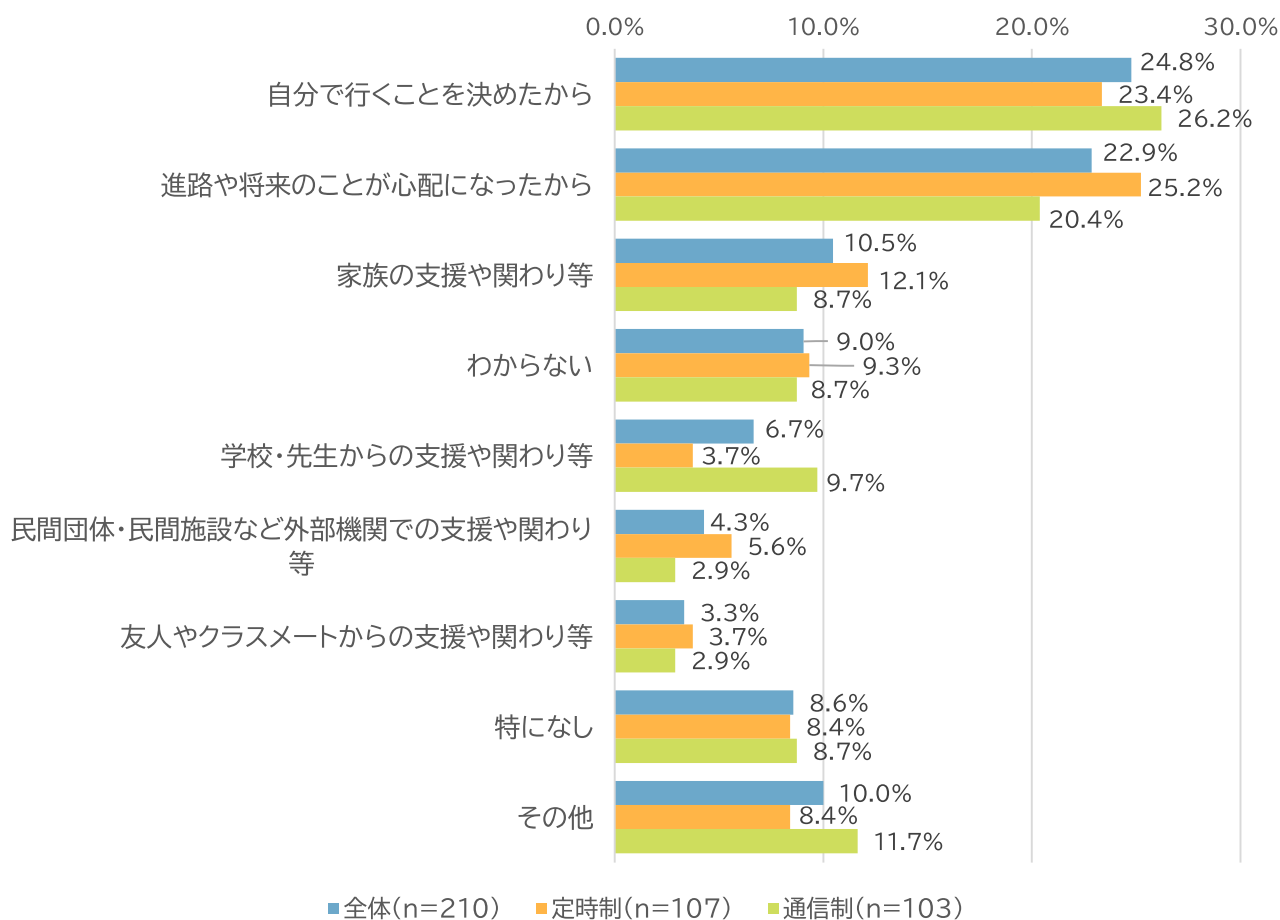
複数回答



問13 学校へ行くことになったきっかけは何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

□学校へ行くことになったきっかけについて、「自分で行くことを決めたから」が最も多く、次いで「進路や将来のことが心配になったから」、「家族の支援や関わり方」であった。

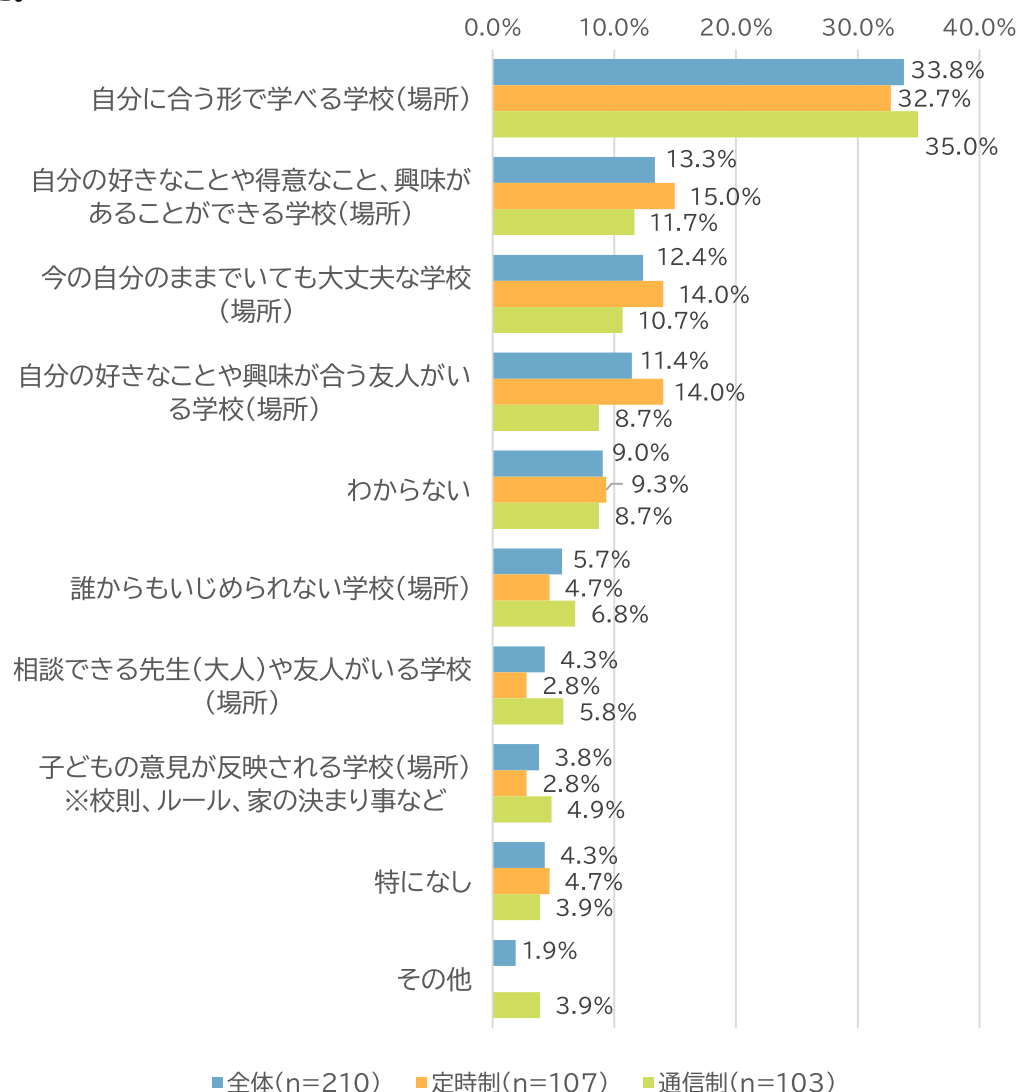
定時制は「進路や将来のことが心配になったから」が最も多い回答であったのに対し、通信制では「自分で行くことを決めたから」であった。



問14 当時、あなたが思った「学びたいと思える場所」「理想の学校」等にあてはまるものを1つ選んでください。

□「学びたいと思える場所」「理想の学校」について、「自分に合う形で学べる学校(場所)」が最も多く、次いで「自分の好きなことや得意なこと、興味があることができる学校(場所)」「今のままでいても大丈夫な学校(場所)」であった。

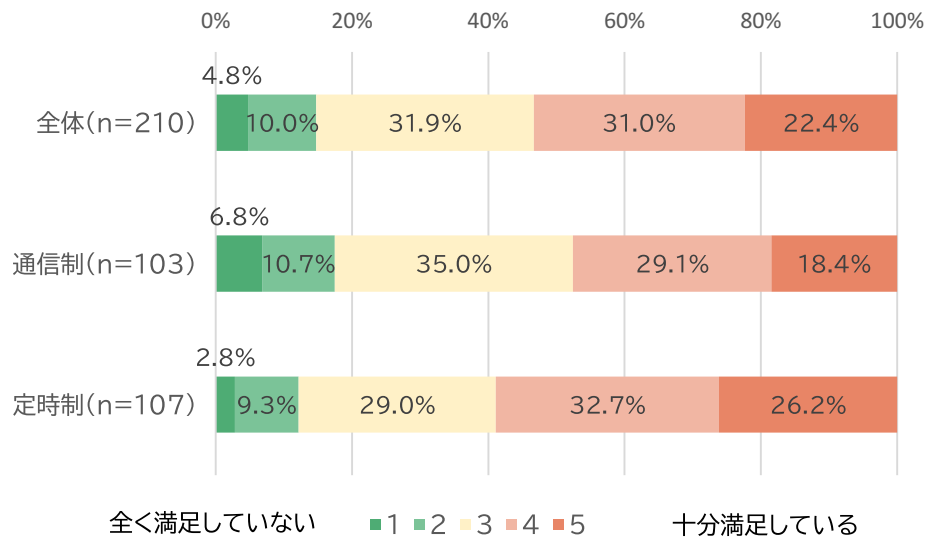
定時制、通信制に大きな違いはみられなかったが、自分に合う学校(場所)を求めている回答が多くみられた。



問15 今の生活の満足度は

□満足度について、「(十分)満足している(4点、5点)」は半数以上であるのに対し、「(全く)満足していない(1点、2点)」が一定数の回答がみられた。

また、定時制の方が通信制に比べて「(十分)満足している(4点、5点)」の割合が多くみられた。

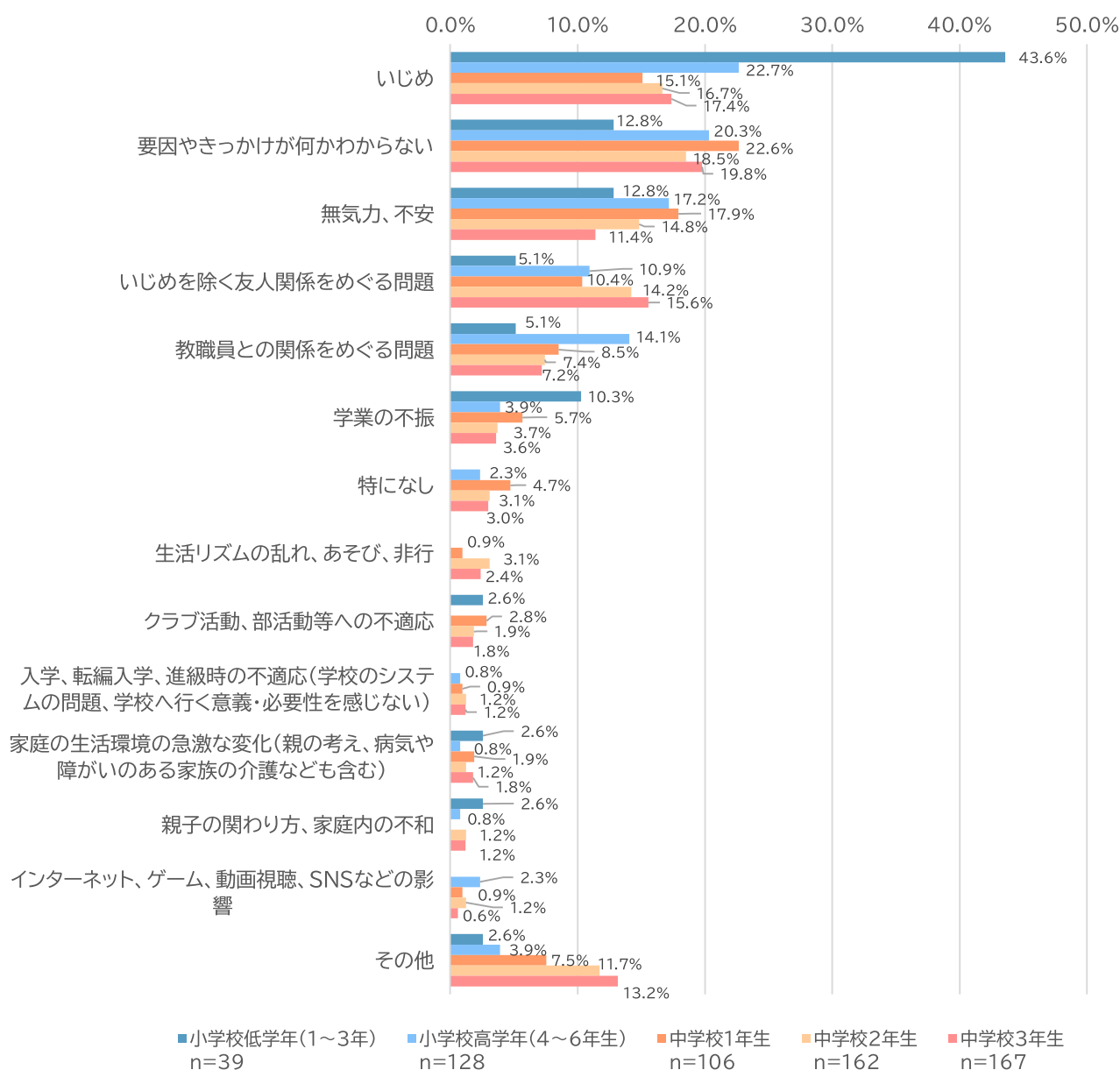


クロス集計1 不登校の時期×学校へ行けなくなった要因・きっかけ

□学校へ行けなくなった要因・きっかけについて、「いじめ」、「要因やきっかけが何かわからない」がどの学年でも上位に挙がっていた。

不登校時期による原因・きっかけについて、順位で大きな違いはみられなかったが、小学校低学年(1～3年)は「いじめ」の割合が高い傾向がみられた。

	1	2	3
小学校低学年 (1～3年)	いじめ (43.6%)	無気力、不安/要因やきっかけが何かわからない (12.8%)	
小学校高学年 (4～6年)	いじめ (22.7%)	要因やきっかけが何かわからない (20.3%)	無気力、不安 (17.2%)
中学校1年生	要因やきっかけが何かわからない (22.6%)	無気力、不安 (17.9%)	いじめ (15.1%)
中学校2年生	要因やきっかけが何かわからない (18.5%)	いじめ (16.7%)	無気力、不安 (14.8%)
中学校3年生	要因やきっかけが何かわからない (19.8%)	いじめ (17.4%)	いじめを除く友人関係をめぐる問題 (15.6%)

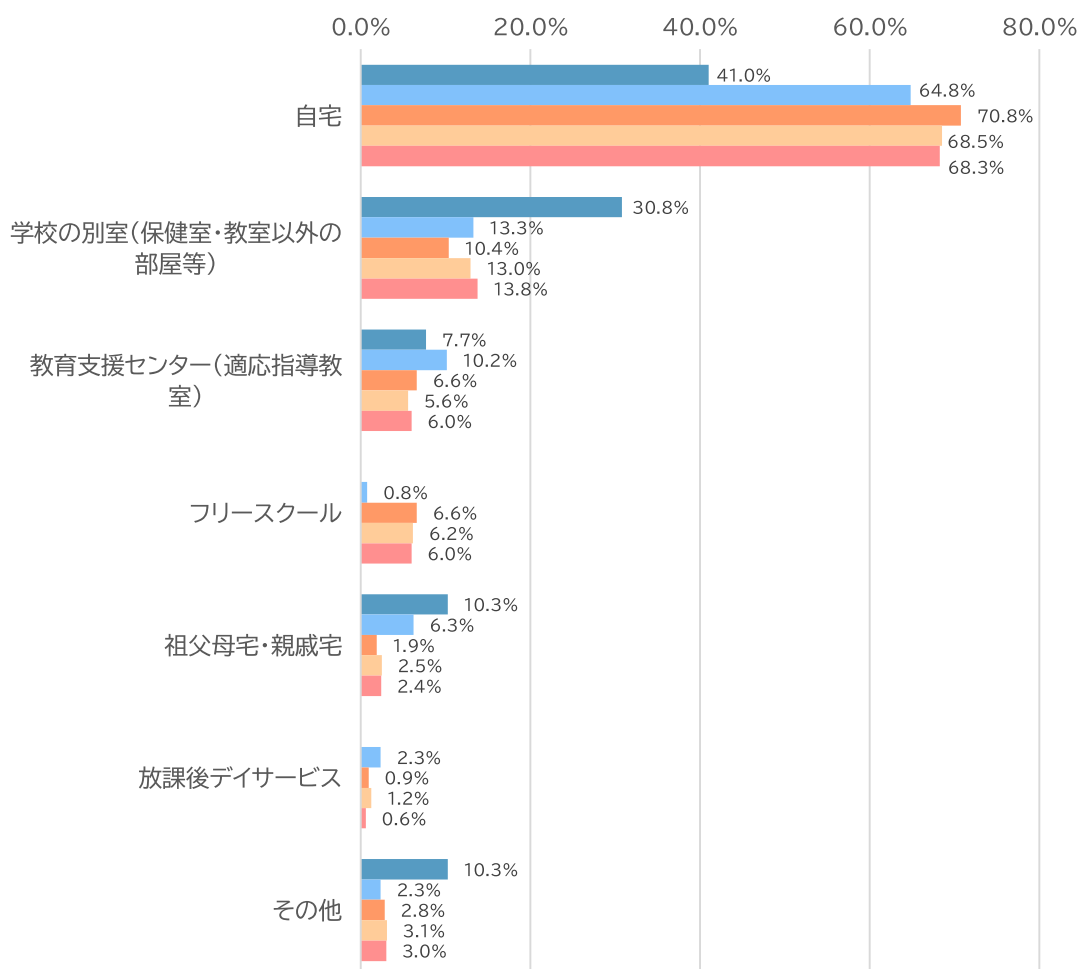


クロス集計2 不登校の時期×主に過ごしていた場所

□不登校の際に主に過ごしていた場所について、「自宅」、「学校の別室(保健室・教室以外の部屋等)」がどの学年でも1番目と2番目に挙がっていた。

3番目に小学校低学年(1～3年)は「祖父母宅・親戚宅」に対して、小学校高学年(4～6年)は「教育支援センター(適応指導教室)」、中学校(1～3年)は「教育支援センター(適応指導教室)」に加えて「フリースクール」と、住居以外の居場所の回答がみられた。

	1	2	3
小学校低学年(1～3年)	自宅 (41.0%)	学校の別室(保健室・教室以外の部屋等) (30.8%)	祖父母宅・親戚宅 (10.3%)
小学校高学年(4～6年)	自宅 (64.8%)	学校の別室(保健室・教室以外の部屋等) (13.3%)	教育支援センター(適応指導教室) (10.2%)
中学校1年生	自宅 (70.8%)	学校の別室(保健室・教室以外の部屋等) (10.4%)	教育支援センター(適応指導教室) /フリースクール (6.6%)
中学校2年生	自宅 (68.5%)	学校の別室(保健室・教室以外の部屋等) (13.0%)	フリースクール (6.2%)
中学校3年生	自宅 (68.3%)	学校の別室(保健室・教室以外の部屋等) (13.8%)	教育支援センター(適応指導教室) /フリースクール (6.0%)

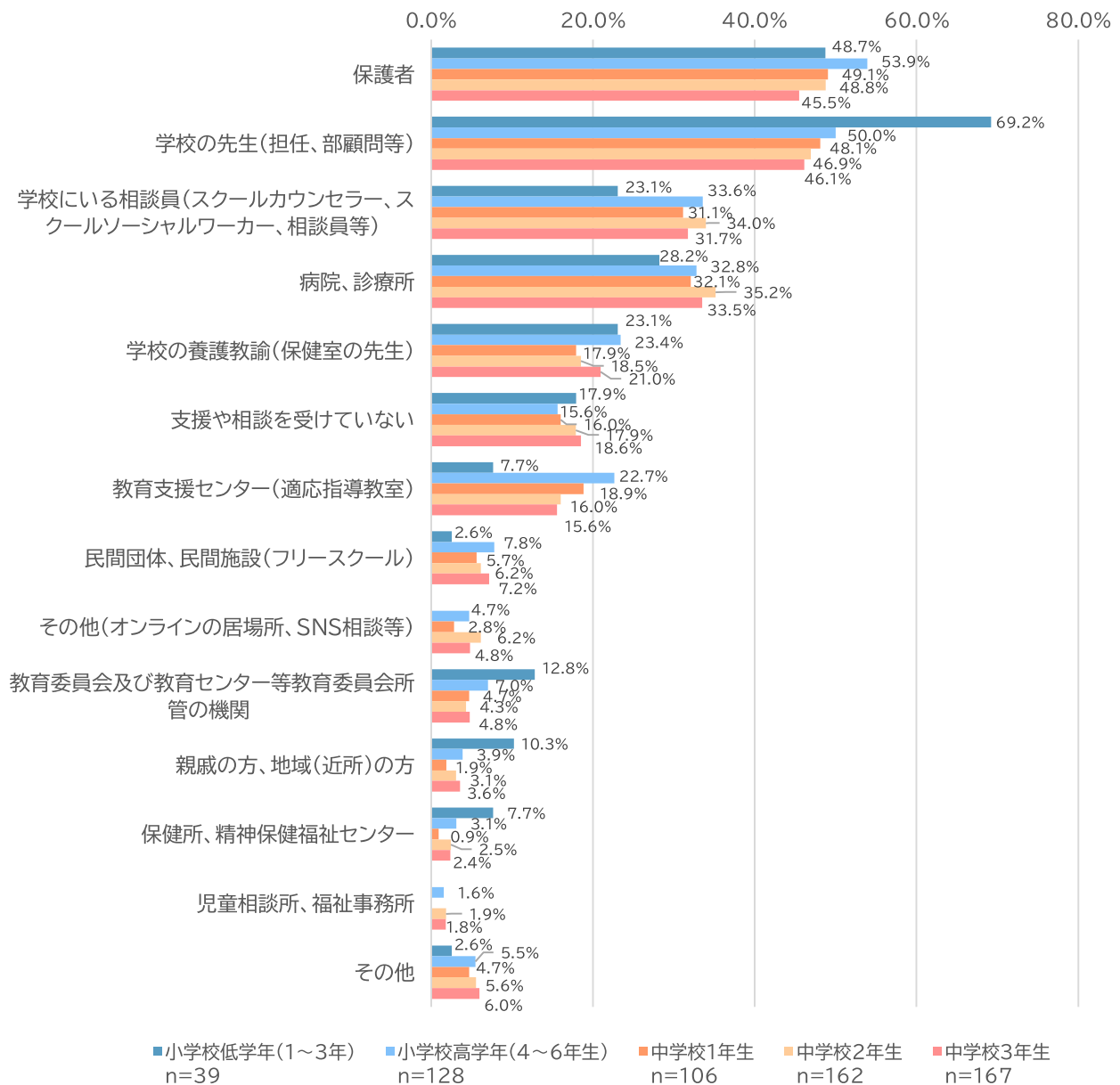


■ 小学校低学年(1～3年) n=39 ■ 小学校高学年(4～6年生) n=128 ■ 中学校1年生 n=106 ■ 中学校2年生 n=162 ■ 中学校3年生 n=167

クロス集計3 不登校の時期×支援及び相談先

□不登校となった際の支援及び相談先については、「学校の先生(担任、部顧問等)」、「保護者」がどの学年でも上位でみられた。特に、小学校低学年(1～3年)では「学校の先生(担任、部顧問等)」の回答が多くみられた。

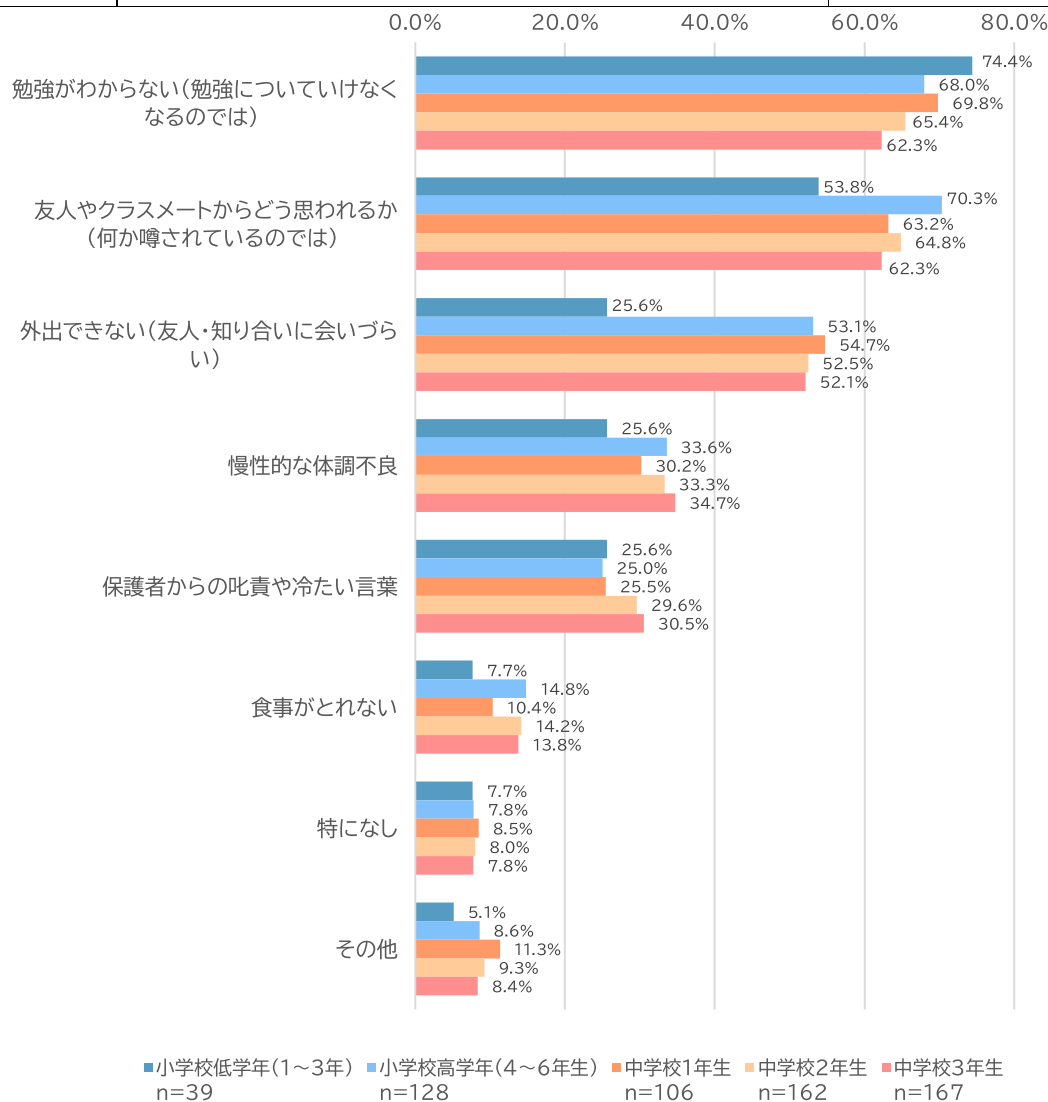
	1	2	3
小学校低学年 (1～3年)	学校の先生 (担任、部顧問等) (69.2%)	保護者 (48.7%)	病院、診療所 (28.2%)
小学校高学年 (4～6年)	保護者 (53.9%)	学校の先生 (担任、部顧問等) (50.0%)	学校にいる相談員 (スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、相談員等) (33.6%)
中学校1年生	保護者 (49.1%)	学校の先生 (担任、部顧問等) (48.1%)	病院、診療所 (32.1%)
中学校2年生	保護者 (48.8%)	学校の先生 (担任、部顧問等) (46.9%)	病院、診療所 (35.2%)
中学校3年生	学校の先生 (担任、部顧問等) (46.1%)	保護者 (45.5%)	病院、診療所 (33.5%)



クロス集計4 不登校の時期×不安に思ったり困ったりしていたこと、辛かったこと

□不登校の時に、不安に思ったり困ったりしていたこと、辛かったことについては、「勉強がわからない(勉強についていけなくなるのでは)」「友人やクラスメートからどう思われるか(何か噂されているのでは)」「外出できない(友人・知り合いに会いづらい)」の回答がどの学年でも上位でみられた。不登校時期による順位の違いはみられなかった。

	1	2	3
小学校低学年 (1～3年)	勉強がわからない (勉強についていけなくなるのでは) (74.4%)	友人やクラスメートからどう思われるか (何か噂されているのでは) (53.8%)	外出できない(友人・知り合いに会いづら い)/慢性的な体調不良/保護者からの叱責や 冷たい言葉 (25.6%)
小学校高学年 (4～6年)	友人やクラスメートからどう思われるか (何か噂されているのでは) (70.3%)	勉強がわからない (勉強についていけなくなるのでは) (68.0%)	外出できない(友人・知り合いに会いづら い) (53.1%)
中学校1年生	勉強がわからない (勉強についていけなくなるのでは) (69.8%)	友人やクラスメートからどう思われるか (何か噂されているのでは) (63.2%)	外出できない(友人・知り合いに会いづら い) (54.7%)
中学校2年生	勉強がわからない (勉強についていけなくなるのでは) (65.4%)	友人やクラスメートからどう思われるか (何か噂されているのでは) (64.8%)	外出できない(友人・知り合いに会いづら い) (52.5%)
中学校3年生	勉強がわからない(勉強についていけなくなるのでは) /友人やクラスメートからどう思われるか(何か噂されているのでは) (62.3%)		外出できない(友人・知り合いに会いづら い) (52.1%)

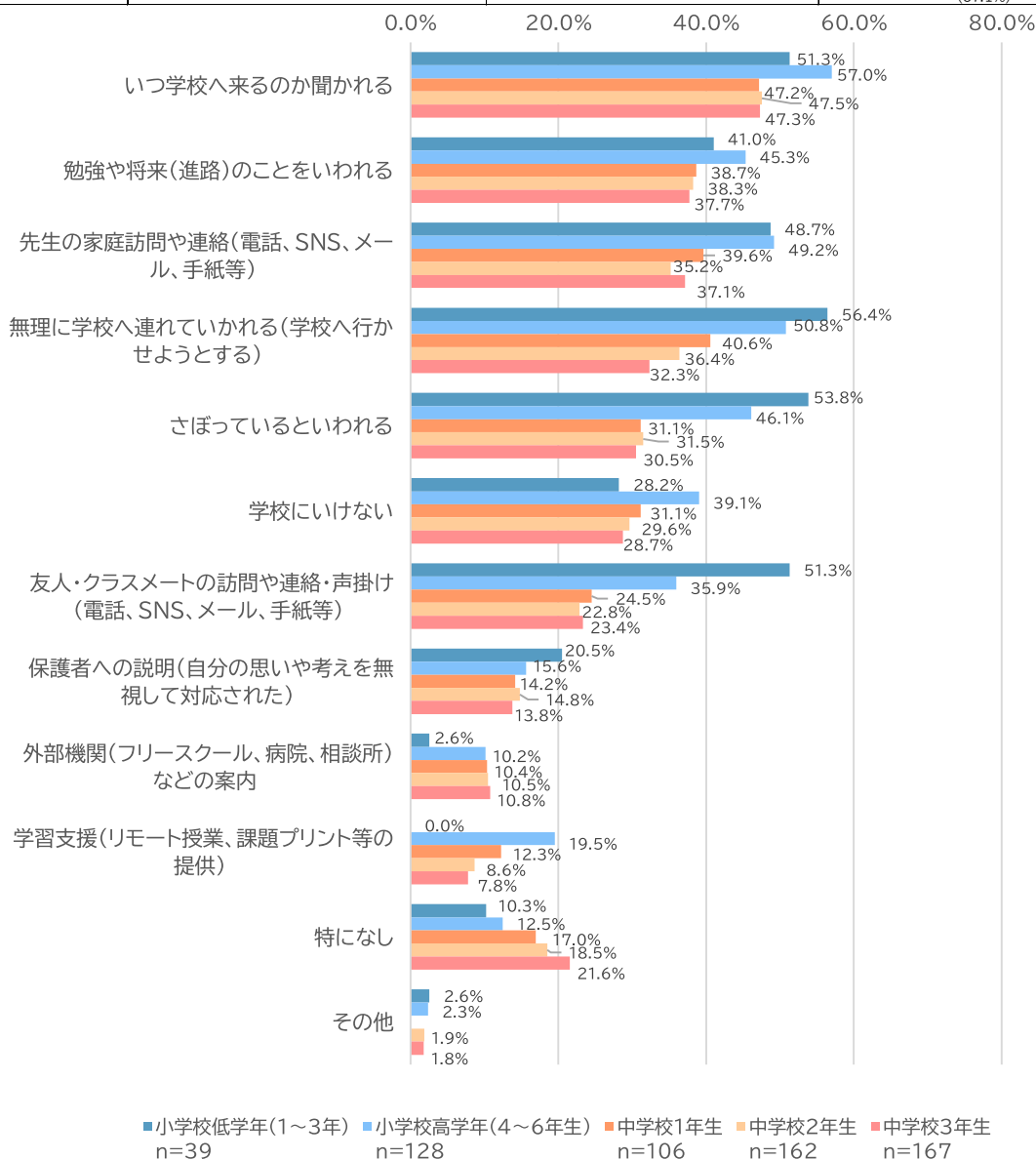


クロス集計5 不登校の時期×学校や先生からの支援・配慮で嫌だったこと

□学校や先生からの支援・配慮で嫌だったことについては、「いつ学校へ来るのか聞かれる」「無理に学校へ連れていかれる(学校へ行かせようとする)」の回答が上位でみられた。

また、中学校では、「勉強や将来(進路)のことをいわれる」の回答が多くみられた。

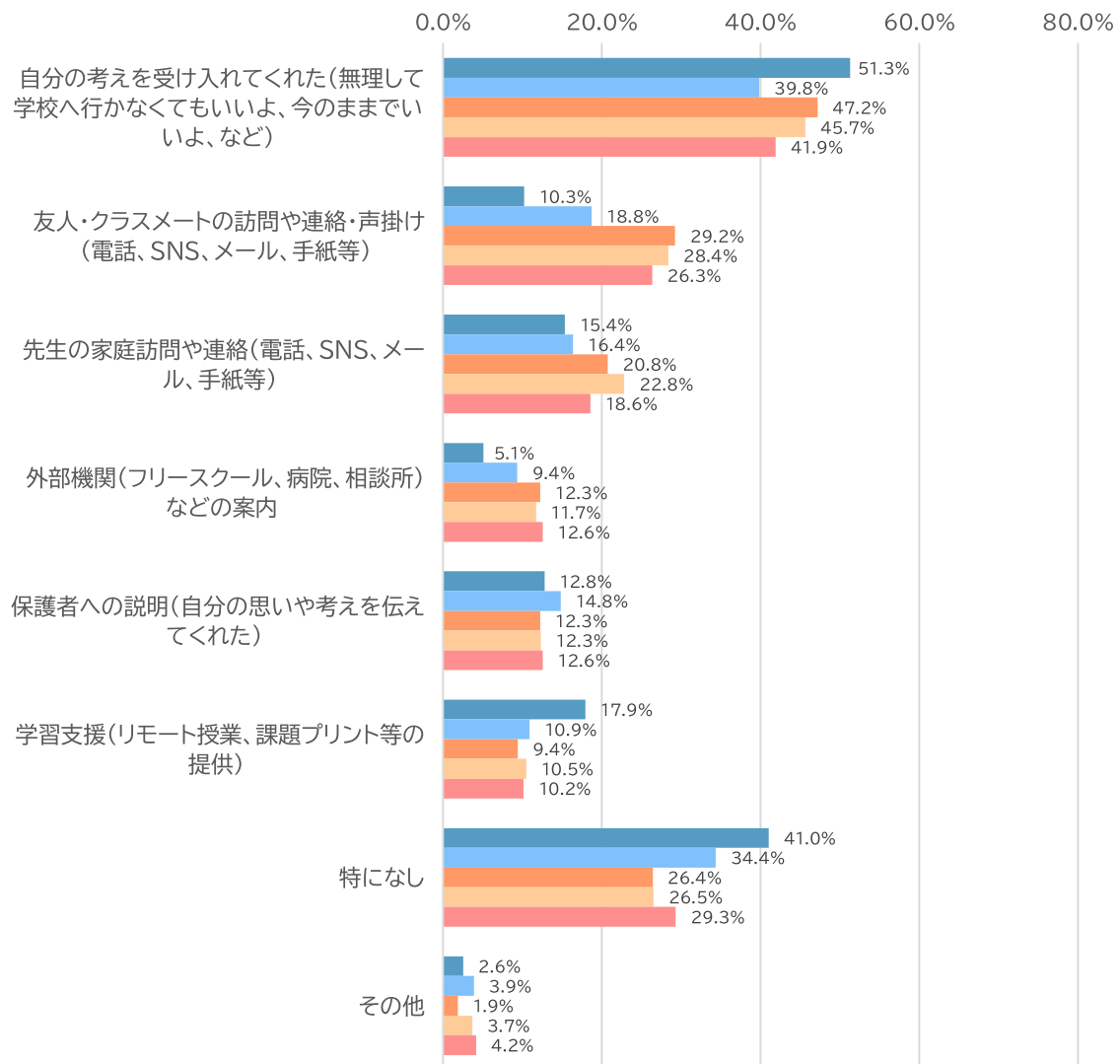
	1	2	3
小学校低学年(1～3年)	無理に学校へ連れていかれる (学校へ行かせようとする) (56.4%)	さぼっているといわれる (53.8%)	いつ学校へ来るのか聞かれる/友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け(電話、SNS、メール、手紙等) (51.3%)
小学校高学年(4～6年)	いつ学校へ来るのか聞かれる (57.0%)	無理に学校へ連れていかれる (学校へ行かせようとする) (50.8%)	先生の家庭訪問や連絡 (電話、SNS、メール、手紙等) (49.2%)
中学校1年生	いつ学校へ来るのか聞かれる (47.2%)	無理に学校へ連れていかれる (学校へ行かせようとする) (40.6%)	先生の家庭訪問や連絡 (電話、SNS、メール、手紙等) (39.6%)
中学校2年生	いつ学校へ来るのか聞かれる (47.5%)	勉強や将来(進路)のことをいわれる (38.3%)	無理に学校へ連れていかれる (学校へ行かせようとする) (36.4%)
中学校3年生	いつ学校へ来るのか聞かれる (47.3%)	勉強や将来(進路)のことをいわれる (37.7%)	先生の家庭訪問や連絡 (電話、SNS、メール、手紙等) (37.1%)



クロス集計6 不登校の時期×学校や先生からの支援・配慮で嬉しかったこと

□学校や先生からの支援・配慮で嬉しかったことについては、「自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など）」「友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け（電話、SNS、メール、手紙等）」の回答が上位でみられた。

	1	2	3
小学校低学年（1～3年）	自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など） (51.3%)	特になし (41.0%)	学習支援 (リモート授業、課題プリント等の提供) (17.9%)
小学校高学年（4～6年）	自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など） (39.8%)	特になし (34.4%)	友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け (電話、SNS、メール、手紙等) (18.8%)
中学校1年生	自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など） (47.2%)	友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け (電話、SNS、メール、手紙等) (29.2%)	特になし (26.4%)
中学校2年生	自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など） (45.7%)	友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け (電話、SNS、メール、手紙等) (28.4%)	特になし (26.5%)
中学校3年生	自分の考えを受け入れてくれた（無理して学校へ行かなくてもいいよ、今のままでいいよ、など） (41.9%)	特になし (29.3%)	友人・クラスメートの訪問や連絡・声掛け (電話、SNS、メール、手紙等) (26.3%)



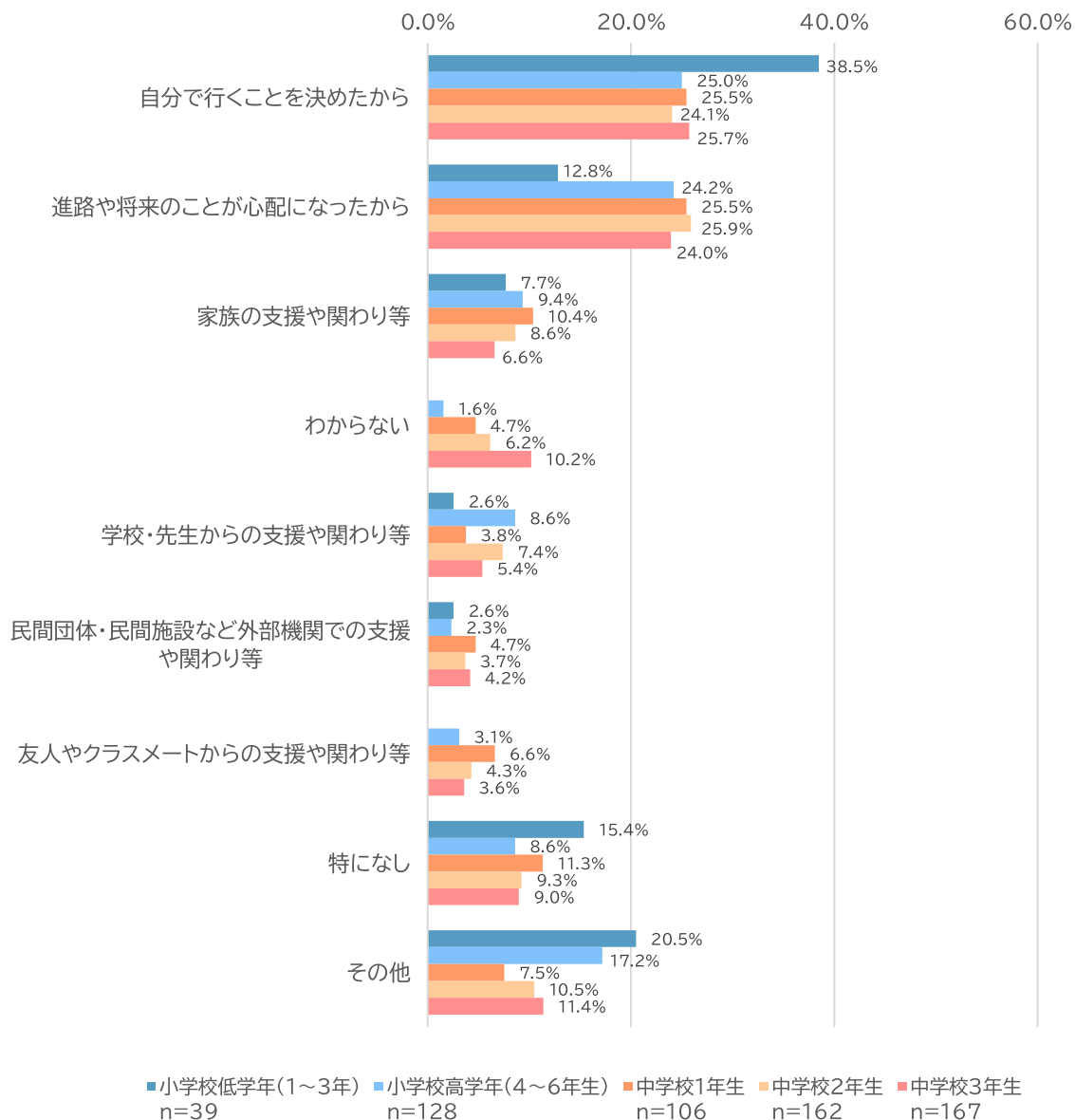
■小学校低学年(1～3年) n=39 ■小学校高学年(4～6年生) n=128 ■中学校1年生 n=106 ■中学校2年生 n=162 ■中学校3年生 n=167

クロス集計7 不登校の時期×学校へ行くことになったきっかけ

□学校へ行くことになったきっかけについては、小学校低学年(1～3年)は「自分で行くことを決めたから」に対して、小学校高学年(4～6年)、中学校(1～3年)では「進路や将来のことが心配になったから」の回答が多く、学年が上がるにつれて上位でみられた。

また、「自分で行くことを決めたから」、「進路や将来のことが心配になったから」といったように、周囲の影響や出来事よりも、自身で決めたといった回答が多くみられた。

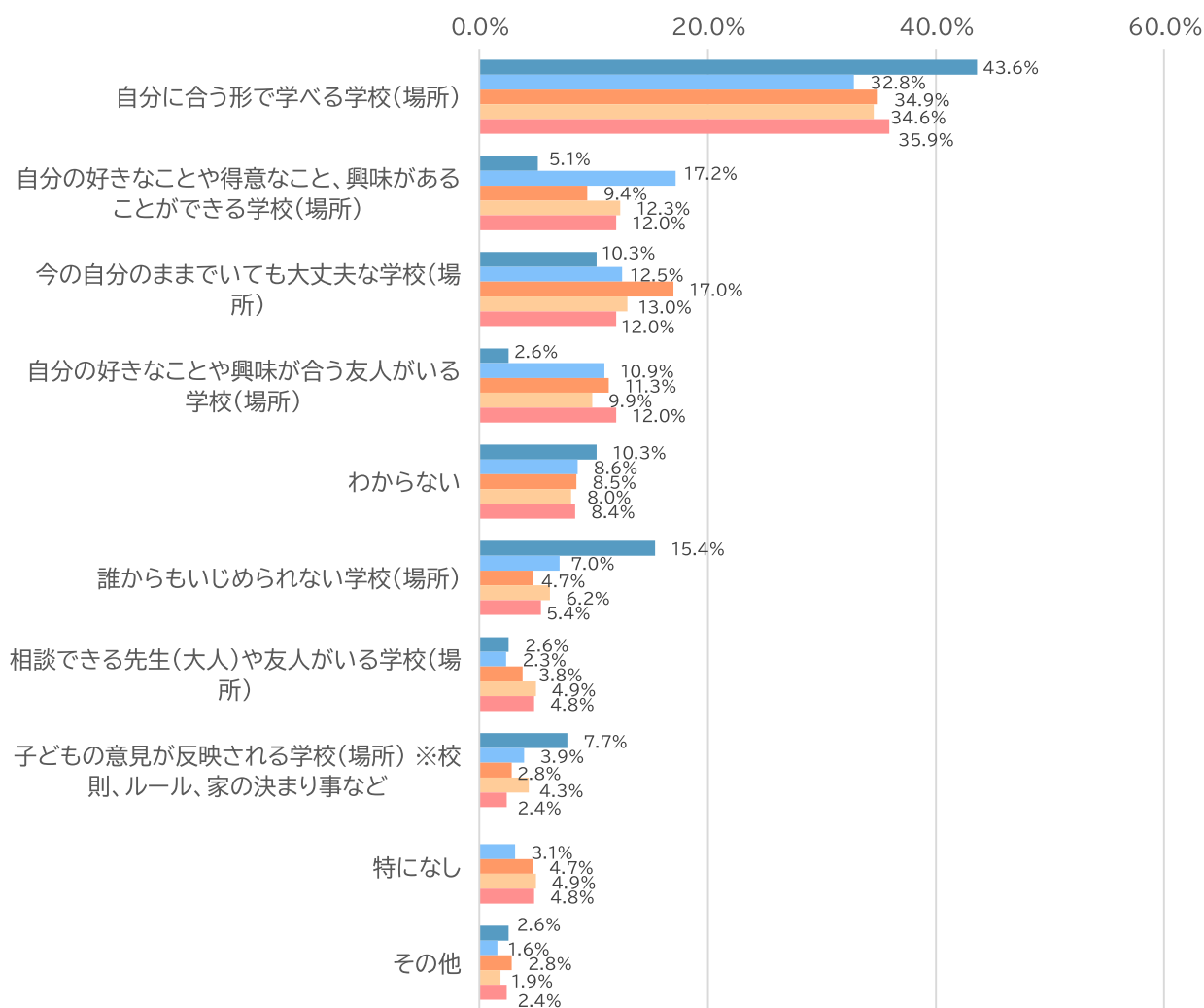
	1	2	3
小学校低学年 (1～3年)	自分で行くことを決めたから (38.5%)	特になし (15.4%)	進路や将来のことが心配になったから (12.8%)
小学校高学年 (4～6年)	自分で行くことを決めたから (25.0%)	進路や将来のことが心配になったから (24.2%)	家族の支援や関わり等 (9.4%)
中学校1年生	自分で行くことを決めたから/進路や将来のことが心配になったから (25.5%)		特になし (11.3%)
中学校2年生	進路や将来のことが心配になったから (25.9%)	自分で行くことを決めたから (24.1%)	特になし (9.3%)
中学校3年生	自分で行くことを決めたから (25.7%)	進路や将来のことが心配になったから (24.0%)	わからない (10.2%)



クロス集計8 不登校の時期×「学びたいと思える場所」「理想の学校」

□「学びたいと思える場所」「理想の学校」については、「自分に合う形で学べる学校(場所)」「今の自分のままでも大丈夫な学校(場所)」が上位でみられた。また、小学校低学年(1～3年)では、「誰からもいじめられない学校(場所)」の回答も多くみられた。

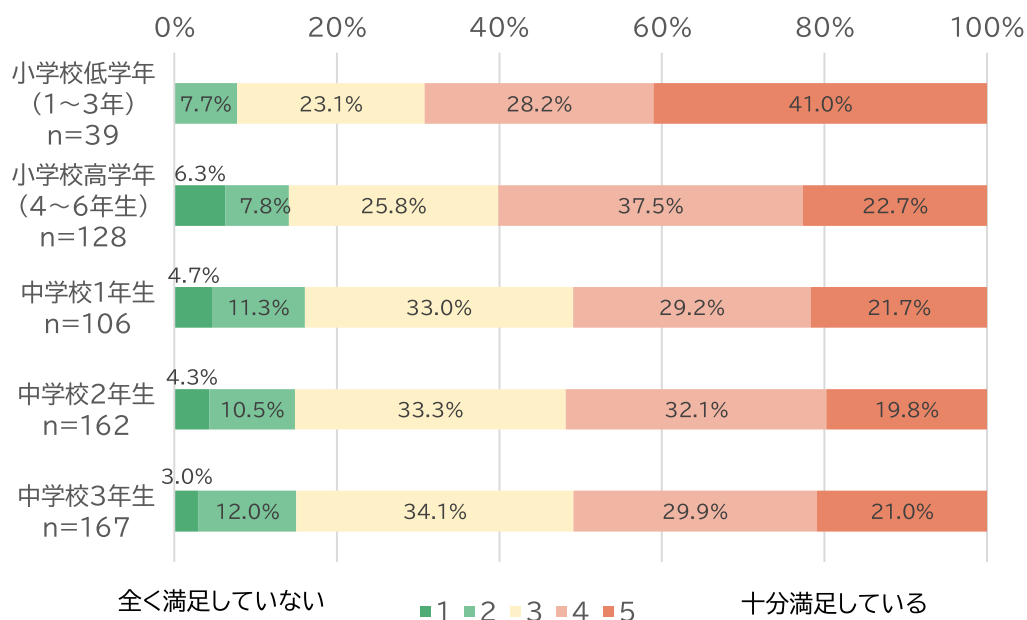
	1	2	3
小学校低学年 (1～3年)	自分に合う形で学べる学校 (場所) (43.6%)	誰からもいじめられない学校 (場所) (15.4%)	今の自分のままでも大丈夫な学校 (場所) / わからない (10.3%)
小学校高学年 (4～6年)	自分に合う形で学べる学校 (場所) (32.8%)	自分の好きなことや得意なこと、興味がある ことができる学校 (場所) (17.2%)	今の自分のままでも大丈夫な学校 (場所) (12.5%)
中学校1年生	自分に合う形で学べる学校 (場所) (34.9%)	今の自分のままでも大丈夫な学校 (場所) (17.0%)	自分の好きなことや興味が合う友人がいる学校 (場所) (11.3%)
中学校2年生	自分に合う形で学べる学校 (場所) (34.6%)	今の自分のままでも大丈夫な学校 (場所) (13.0%)	自分の好きなことや得意なこと、興味がある ことができる学校 (場所) (12.3%)
中学校3年生	自分に合う形で学べる学校 (場所) (35.9%)	自分の好きなことや得意なこと、興味があることができる学校 (場所) / 今の自分のままでも 大丈夫な学校 (場所) / 自分の好きなことや興味が合う友人がいる学校 (場所) (12.0%)	



■ 小学校低学年(1～3年) n=39 ■ 小学校高学年(4～6年生) n=128 ■ 中学校1年生 n=106 ■ 中学校2年生 n=162 ■ 中学校3年生 n=167

クロス集計9 不登校の時期×今の生活の満足度

□今の生活の満足度については、どの学年でも半数以上で「(十分)満足している」と回答がみられた。
また、不登校の時期が中学校に比べて小学校の方が「(十分)満足している」割合が高くみられた。



島根県社会教育委員の改選について

島根県社会教育委員の任期が満了し、新たな2年間を任期とする委員について、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、下記のとおり発令した。

記

1 委嘱した委員の任期

令和6年6月24日から令和8年6月23日までの2年間

2 委嘱した委員の氏名等

別紙に記載

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性6名、女性6名
- (2) 地 域 別 : 東部6名、西部5名、隠岐1名
- (3) 新任・再任の別 : 新任8名、再任4名

【参考 関係法令等(抜粋)】

○社会教育法(昭和24年法律第207号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○島根県社会教育委員に関する条例(平成26年島根県条例第27号)

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

島根県社会教育委員名簿 (R6-7)

任期：令和6年6月24日～令和8年6月23日

区分	ふりがな 氏 名	性別	職業・職名等	居住地	備考
学校教育関係者	やまもと かずほ 山本 一穂	男	松江市立鹿島中学校 校長	松江市	新任
	おおいし まなぶ 大石 学	男	浜田市立国府小学校 校長	浜田市	新任
	おおた ひろみ 太田 裕巳	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 事務局 (松江市立城北幼稚園 園長)	松江市	新任
社会教育関係者	おおば みやこ 大羽 ミヤ子	女	島根県連合婦人会 理事	津和野町	新任
	いわもと え 岩元 理恵	女	島根県高等学校PTA連合会 (島根県立江津工業高等学校 PTA会長)	浜田市	新任
	ふじはら むつき 藤原 睦己	男	特定非営利活動法人KEYS 事務局長 (島根大学 学生)	松江市	新任
家庭教育実践者	おおじもと ゆか 大地本 由佳	女	浜田市教育委員会 教育魅力化コーディネーター (社会教育士)	浜田市	
	ふじい れいこ 藤井 礼子	女	西ノ島町社会教育委員	西ノ島町	
	やまさき みずほ 山崎 瑞穂	女	フリーアナウンサー (社会教育士 親学ファシリテーター)	出雲市	
学識経験者	おおの きみひろ 大野 公寛	男	島根大学大学院教育学研究科 講師	松江市	新任
	おおはし さとる 大橋 寛	男	島根県町村教育長会 評議員 (邑南町教育委員会 教育長)	邑南町	
	あだち きよし 安達 清志	男	出雲市四絡コミュニティセンター センター長	出雲市	新任

島根県立図書館協議会委員の改選について

島根県立図書館協議会委員のうち3名の異動があり、後任の委員について、図書館法及び島根県立図書館条例に基づき、下記のとおり任命した。

記

1 新たに任命した委員の氏名・任期

- (1) 三國 千秋
- (2) 井上 孝弘
- (3) 松原 紀夫

※ 上記委員の任期は令和6年6月19日から令和7年6月18日まで

2 委員名簿

別紙に記載

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性5名、女性5名
- (2) 地 域 別 : 東部6名、西部3名、隠岐1名
- (3) 新任・再任の別 : 新任3名、再任7名

【参考 関係法令等(抜粋)】

○図書館法（昭和25年法律第118号）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○島根県立図書館条例（昭和44年島根県条例第12号）

（図書館協議会の設置）

第4条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に島根県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（協議会の委員の任命の基準、定数及び任期）

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島根県立図書館協議会委員名簿

令和6年6月19日～令和7年6月18日

区分	氏名 ふりがな	性別	所 属 ・ 職 名 等	所在地	備考
学校教育関係	三國 千秋 みくに ちあき	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 理事 (大田市立大田幼稚園 園長)	大田市	新任
	井上 孝弘 いのうえ たかひろ	男	島根県学校図書館協議会 副会長 (松江市立忌部小学校 校長)	松江市	新任
	松原 紀夫 まつばら のりお	男	島根県高等学校図書館研究会 会長 (島根県立出雲工業高等学校 校長)	出雲市	新任
社会教育関係	賀戸 ひとみ かど	女	島根県連合婦人会 副会長	浜田市	
	中林 眞 なかばやし まこと	男	隠岐の島町図書館 館長	隠岐の島町	
家庭教育関係	伊藤 孝子 いとう たかこ	女	出雲市 読書ボランティア	出雲市	
学識経験者	佐藤 薫 さとう かおる	女	山陰合同銀行 地域振興部 副調査役	松江市	
	金山 和佳 かなやま わか	女	社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリー施設長	松江市	
	木内 公一郎 きない こういちろう	男	島根県立大学 人間文化学部 教授	松江市	
	岩本 要二 いわもと ようじ	男	津和野町 教育委員会 教育長	津和野町	